

第1章 災害予防計画

第1節 防災意識の向上

- 1 防災教育 (震-1- 1)
- 2 過去の災害教訓の伝承 (震-1- 1)
- 3 防災広報の充実 (震-1- 2)
- 4 自主防災体制の強化 (震-1- 3)
- 5 防災訓練の充実 (震-1- 5)
- 6 調査研究 (震-1- 6)

第2節 津波災害予防対策

- 1 総合的な津波対策の基本的な考え方 (震-1- 8)
- 2 津波広報、教育、訓練計画 (震-1- 8)
- 3 津波避難対策 (震-1-11)
- 4 津波防護施設等の整備 (震-1-13)

第3節 火災等予防対策

- 1 地震火災の防止 (震-1-15)
- 2 建築物不燃化の促進 (震-1-16)
- 3 防災空間の整備・拡大 (震-1-17)
- 4 火災予防についての啓発 (震-1-17)

第4節 消防計画

- 1 消防体制・施設の強化 (震-1-18)
- 2 消防職員及び消防団員等の教育訓練 (震-1-19)
- 3 市町村相互の応援体制 (震-1-19)
- 4 広域航空消防応援体制 (震-1-20)
- 5 消防思想の普及 (震-1-20)
- 6 市の消防計画及びその推進 (震-1-20)
- 7 消防施設の整備 (震-1-21)

第5節 建築物の耐震化等の推進

- 1 市街地の整備 (震-1-23)
- 2 建築物等の耐震対策 (震-1-23)
- 3 ライフライン等の耐震対策 (震-1-24)
- 4 道路及び交通施設の安全化 (震-1-27)
- 5 漁港施設の安全化 (震-1-28)
- 6 危険物施設の安全化 (震-1-28)

第6節 液状化災害予防対策

- 1 液状化対策の推進 (震-1-30)
- 2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策 (震-1-30)
- 3 液状化対策の広報・周知 (震-1-31)
- 4 液状化被害における生活支援 (震-1-31)

第7節 土砂災害等予防対策

- 1 土砂災害の防止・孤立集落対策 (震-1-32)
- 2 地盤沈下の防止 (震-1-35)
- 3 地籍調査の推進 (震-1-36)
- 4 河川・ため池施設の安全化 (震-1-36)

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

- 1 避難行動要支援者への対応 (震-1-38)
- 2 要配慮者全般への対応 (震-1-40)
- 3 社会福祉施設等における防災対策 (震-1-41)
- 4 災害危険区域に立地する要配慮者施設における警戒避難体制の整備 (震-1-42)
- 5 外国人への対応 (震-1-42)

第9節 情報連絡体制の整備

- 1 防災情報システム (震-1-44)
- 2 市における災害通信施設の整備 (震-1-44)
- 3 警察における災害通信網の整備 (震-1-45)
- 4 東京電力パワーグリッド(株)における被害情報伝達体制の整備 (震-1-45)
- 5 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備 (震-1-45)
- 6 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備 (震-1-46)
- 7 KDDI(株)における電気通信サービス施設の整備 (震-1-46)
- 8 ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備 (震-1-46)
- 9 非常通信体制の充実強化 (震-1-46)
- 10 アマチュア無線等の活用 (震-1-47)
- 11 その他通信網の整備 (震-1-47)

第10節 備蓄・物流計画

- 1 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備 (震-1-48)
- 2 災害用備蓄倉庫の整備 (震-1-50)
- 3 備蓄品の管理 (震-1-50)
- 4 医薬品及び応急医療資機材等の整備 (震-1-50)
- 5 水防用資機材の整備 (震-1-51)

第11節 防災施設の整備

- 1 災害対策拠点の整備 (震-1-52)
- 2 消防施設等の整備 (震-1-52)
- 3 河川への消火用水確保施設の整備 (震-1-52)
- 4 指定避難所・指定緊急避難場所の整備 (震-1-52)

第12節 帰宅困難者等対策

- 1 帰宅困難者等 (震-1-55)
- 2 一斉帰宅の抑制 (震-1-55)
- 3 帰宅困難者等の安全確保対策 (震-1-56)
- 4 帰宅支援対策 (震-1-57)
- 5 鉄道事業者の対策 (震-1-57)
- 6 観光客に対する対応 (震-1-57)

第13節 防災体制の整備

- | | | |
|----|-----------------------|----------|
| 1 | 市の防災体制の整備 | (震-1-58) |
| 2 | 県、市及び防災関係機関の連携の強化 | (震-1-58) |
| 3 | 災害対策本部の活動体制 | (震-1-58) |
| 4 | 受援体制の整備 | (震-1-58) |
| 5 | 広域避難者の受入体制の整備 | (震-1-58) |
| 6 | 避難勧告等の発令基準等の整備 | (震-1-59) |
| 7 | 事業者との連携 | (震-1-59) |
| 8 | 非常用電源の設置状況等の収集・整理 | (震-1-59) |
| 9 | 燃料の供給体制の整備 | (震-1-59) |
| 10 | 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備 | (震-1-59) |
| 11 | 業務継続計画（BCP）の改定 | (震-1-60) |

第1節 防災意識の向上

地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止し、住民の生命、身体及び財産を守るためには、市の防災対策の推進に合わせて、住民一人ひとりが地震・津波についての正しい認識を持ち、日頃から災害時に沉着に行動できる力を身につけることが最も必要なことである。

このためには、防災教育を推進するとともに、災害危険箇所等の把握に努め、この調査結果等をもとに、可能な限り多様な媒体を用いて防災・減災思想の普及、啓発活動を行い、住民の防災・減災意識の向上を図る。

また、各地域における自主防災組織の設立や、各事業所の防災体制づくりの促進・充実を図り、災害時に住民、事業所等が円滑かつ的確に活動できるよう、平常時から実践に即した防災訓練を積極的に実施するよう支援を行う。

なお、防災・減災意識の向上施策にあたっては、要配慮者等への広報にも十分配慮するとともに、男女双方の視点を盛り込んだ分かりやすい広報資料の作成に努める。

1 防災教育

主な担当	消防防災課、学校教育課
------	-------------

(1) 住民への防災教育

市及び防災関係機関は、地域コミュニティにおける社会活動等を促進し、多様な主体のかかわりのなかで防災教育の普及促進を図り、地域住民を含めた社会全体の防災力の向上を図る。

教育機関においては、災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解し、災害時には自らの判断のもとに適切に対応し避難する力を養うため、家庭や地域等と連携し、防災に関する教育の充実を図る。なお、防災教育の推進にあたっては、各学校において、児童生徒等の発達段階に応じた指導を行う。

また、地域や自主防災組織、各種団体等に対しては、防災士等を活用した防災教育の支援を行う。

(2) 職員への防災教育

災害発生時には、職員の多くが災害対応にあたらなければならないため、災害に関する基本的な知識について、防災関連の計画やマニュアルなどを備え、適切な対応ができるよう訓練等を通じて指導する。

2 過去の災害教訓の伝承

主な担当	消防防災課
------	-------

過去に発生した大規模災害の教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開する。

住民は、過去の災害から得られた教訓の伝承に努め、また、自ら災害に備える手段を講じるとともに、自発的に防災活動に参加し、防災・減災意識の向上に努める。

3 防災広報の充実

主な担当	全庁
------	----

自助・共助の取組みを強化するため、住民一人ひとりが正しい知識を持ち、自ら考え行動する力を身につけられるよう、様々な広報媒体を活用し防災広報の充実を図る。

なお、地震・津波災害に関する知識等の普及にあたっては、地震・津波災害に関する一般的な知識とともに、住民や防災関係者等が日頃からとるべき備え、災害時にとるべき行動等を伝える。

(1) 自らの身を守るための知識

- ア 建物の耐震対策、家具の固定、ブロック塀等の安全対策、落下物防止対策
- イ 食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常用持出品の準備
- ウ 避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行
- エ 医薬品、福祉器具、紙おむつ、液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料など、要配慮者に特に必要な物資の備蓄
- オ 出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置
- カ 緊急地震速報の活用方法
- キ 警報等や避難等の意味と内容の説明
- ク 「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得
- ケ 水道、電気、ガス、電話等の震災時の心得
- コ 自動車へのこまめな満タン給油
- サ 地域の地盤状況や災害危険箇所
- シ 防災学習（自助・共助・公助についての考え方を含む）
- ス 帰宅困難時の心得
- セ 地震保険制度

(2) 地域防災力を向上させるための知識

- ア 救助・救護の方法
- イ 自主防災活動の実施
- ウ 防災訓練の実施
- エ 企業の事業継続計画（BCP）
- オ 応急手当・心肺蘇生法
- カ 避難所の運営

(3) その他一般的な知識

- ア 地震、津波、液状化に関する一般知識、災害発生履歴、調査結果
- イ 各防災機関の震災対策
- ウ 地域防災計画の概要

(4) 広報媒体等

防災広報の媒体、対象及び内容として、以下のようなものがあげられる。

媒体	対象	内容
広報紙 講演会 地域単位の説明会 広報車 ビデオ・DVD	住民 区 自主防災組織 事業所 児童生徒・幼児	◇地域防災計画の概要 ◇各防災機関の震災対策 ◇地震、津波に関する一般知識 ◇出火の防止及び初期消火の心得、住宅用火災警報器の設置

学級活動 パンフレット リーフレット テレビ ラジオ インターネット等	学生 市職員 避難所 ボランティア 各種団体等	◇室内外、高層ビル、地下街等における地震発生時の心得 ◇ハザードマップ（地震・洪水・津波） ◇避難路、避難地 ◇避難方法、避難時の心得 ◇食料、救急用品等非常持出品の準備 ◇学校施設等の防災対策 ◇建物の耐震対策、家具の固定 ◇災害危険箇所 ◇自主防災活動の実施 ◇防災訓練の実施 ◇発生した災害の情報及び市の対応 他
--	-------------------------------------	--

(5) 報道機関との協力

報道機関から防災に関する報道に必要な資料の提供等の依頼を受けた場合は、積極的に協力する。

災害広報を行うにあたり、必要と認める場合は、報道機関等に対し協力を依頼する。また、昭和60年9月1日から実施されている「緊急警報放送」についても、必要な場合には、協力を求める。

4 自主防災体制の強化

主な担当	消防防災課
------	-------

発災直後の自助の取組みに加え、地域のつながりにより、自発的に救助活動や消防活動を行う自主防災組織などの共助や事業所防災体制を強化するなど、地域コミュニティにおける防災体制を充実させることも重要である。

(1) 自主防災組織の育成・地域防災ネットワークづくりへの支援

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、「自分たちの地域は自分たちで守る」という共助として、住民の自主的な救助活動や防災活動、具体的には、住民自ら予防対策の推進、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難誘導、避難所運営等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等の所在を把握し、救出救護体制を整備することが必要である。

このため、市は地域住民による自主防災組織の設置促進と活性化を図るため「勝浦市防災資機材等交付要綱」及び「勝浦市自主防災組織補助金交付要綱」により、防災備品、備蓄品購入等を支援する。また、市は、避難行動要支援者の救出救護体制の整備として、避難支援等関係者と連携して避難行動要支援者名簿に基づく避難支援のための個別計画の策定を進める。

自主防災組織は、日頃地域活動に大きな役割を果たしている女性の経験や能力を活用するとともに、十分な活動ができるよう各種資機材の整備や点検に努める。

また、自主防災組織の災害時における迅速かつ的確な行動力の養成等を図るためには、継続的な防災活動とそれを支える消防団、民生委員、小中学校、地域のボランティア等の地域コミュニティによる防災ネットワークづくりが重要であり、市と県は協力してこれを促進する。

なお、自主防災組織の活動形態は次のとおりである。

自主防災組織の活動形態

平 常 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災知識の広報・啓発(地域ぐるみでの防災意識の醸成、家庭内の安全対策) 2 災害危険度の把握(土砂災害危険区域、地域の災害履歴、ハザードマップ) 3 防災訓練(個別訓練、総合訓練、体験イベント型訓練、図上訓練) 4 家庭の安全点検(家具等の転倒・落下防止、火気器具・危険物品・木造建物の点検) 5 防災資機材等の整備(応急手当用医薬品、消火用・救助用・防災資機材等の整備) 6 要配慮者支援対策(要配慮者の把握、支援方法の整理など) 7 他団体と連携した訓練活動の実施(近隣の自主防災組織・消防団・福祉団体・企業などとの合同訓練、学校等との避難所運営訓練)
発 災 時	<ol style="list-style-type: none"> 1 情報の収集及び伝達(被害の状況、津波予報及び警報等、ライフラインの状況、避難勧告又は指示など) 2 出火防止、初期消火 3 救助・救護(救出活動・救護活動) 4 避難(避難誘導、避難所の運営等) 5 給食・給水(避難所での食料や飲料水・救援物資の配分、炊き出しなど)

(2) 地区防災計画の策定

自主防災組織、事業者など地区居住者等は、共同して行う防災訓練、防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の防災活動における計画を地区防災計画として定め、市防災会議に提案することができる。

(3) 防災リーダーの育成（養成）

市は、自主防災組織等の機能強化を図るため、「勝浦市防災士育成事業補助金交付要綱」により、防災士の資格取得に対する支援を行う。

令和2年に発足した勝浦市防災士会は、当該事業で防災士になったものを中心に組織され、地域における防災教育や災害時における行政との連絡・調整、避難所運営等へ助言を行う。

(4) 事業所防災体制の強化

ア 防災・防火管理体制の強化

学校、病院等多数の人が出入りする施設について、管理権原者は防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備を行うことになっていることから、夷隅郡広域市町村圏事務組合消防本部（以下「消防本部」という。）は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、高層建築物、雑居ビル等で管理権原の分かれているものについて、その管理権原者は、統括防火管理者を協議して選任し、当該建築物全体の消防計画の作成、各種訓練の実施、廊下、階段等避難上必要な施設の管理を行うので、消防本部は、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

なお、ホテル等多数の人が利用する大規模・高層の建築物等については、管理権原者は、自衛消防組織の設置とともに、防災対策として、防災管理者を選任し、防災に係る消防計画の作成、避難訓練の実施を行うので、消防本部は事業所における消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保するよう指導する。

イ 危険物施設等の防災組織

危険物施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

ウ 中小企業の事業継続

震災等に対する危険管理対策の取組みが遅れている中小企業者等を対象に、事業継続計画（BCP）の策定について普及啓発し、取組みの促進を図る。

また、中小企業者等による事業継続力強化計画に基づく取組み等の防災・減災対策の普及を図るため、商工会が市と共同して作成する事業継続力強化支援計画の策定の促進を図る。

(5) ボランティアセンター

勝浦市社会福祉協議会ボランティアセンターは、市内在住者を対象にしたボランティア講座の開設や登録ボランティア（個人・団体）の連絡協議会など、ボランティア活動に関する相談、広報・啓発、情報提供を行う。

5 防災訓練の充実

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

災害時における防災活動の迅速かつ円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び地域の自主防災組織や住民との協力体制の確立に重点をおいた総合防災訓練や各個別の訓練を、次のとおり実施する。

実施にあたっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、通信や交通の途絶、停電等様々な条件を設定し、参加者自身の判断が求められるような実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにしてその改善に努める。

(1) 市の訓練

災害時における地域の防災対応能力の向上を図るため、市が中心となり、消防機関、住民、自主防災組織、NPO、ボランティア組織、教育機関、福祉施設、その他関係機関と連携し、防災訓練を実施する。

特に、避難所の運営については、発災時に住民が主体となって運営できるよう、平常時から運営体制を構築し、避難者、住民、市職員等の役割分担を明確化する。

また、震災時における消火活動や救急救助活動の能力向上を図るため、消防大学校や県消防学校において、消防職員及び消防団員等へ必要な教育訓練を行う。

ア 災害対策本部訓練

職員の非常参集、被害情報の収集、伝達、防災関係機関への連絡等、災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。

イ 災害対策本部非常参集訓練

初動体制の早期確立を図るため、職員の非常参集訓練を実施する。

ウ 総合防災訓練

防災関係機関との緊密な連携協力のもとに総合的な防災訓練を実施し、住民及び自主防災組織等の関係団体と一体となり、震災時における消防活動や救助活動、情報受伝達等の防災活動を行うことにより、防災に関する協力と理解を深め、防災体制の強化を図る。

エ 各課個別訓練

災害時における対応能力の向上を図るため、課ごとに訓練を実施する。

オ 図上演習訓練

災害時における対応能力の向上を図るため、図上演習訓練を実施する。

カ 各施設における避難訓練

市内保育所、こども園、小中学校、市庁舎及び市の各施設において、幼児、児童生徒及び施設の利用者等を、地震・津波から迅速かつ円滑に避難させるための避難訓練を実施する。

キ 教育訓練及び研修会の参加

市及び消防機関は、消防職員、市職員及び消防団員等を消防大学校や県消防学校等において実施される教育訓練及び各種研修会へ積極的に参加させ、災害時における消火活動や救助活動、その他の防災活動に関する能力向上を図る。

ク 避難所運営訓練

発災時に住民が主体となって運営できるよう、運営者、住民、市職員等の役割分担に基づき、避難所の運営訓練を行う。

(2) 各関係機関の訓練

防災関係機関の協力によって災害予防の万全を期するため、次に掲げる訓練を単独又は共同して随時実施する。

ア 図上訓練

イ 実地訓練

ウ 通信訓練

エ 水防訓練

オ 消防訓練

カ 災害救助訓練

キ 水難訓練

ク 救護訓練

ケ 災害応急復旧訓練

コ その他の防災訓練

(3) 地域・自主防災組織の防災訓練

地域及び自主防災組織は、地域のイベント時や防災の日などに、初期消火訓練、避難訓練、応急手当訓練、非常時焚き出し訓練、要配慮者安否確認・支援及び避難誘導等の訓練を通じて防災知識の充実に努めるとともに、災害に対する地域の防災力の向上を図る。

(4) 事業所等の防災訓練

危険物取扱事業所等は、市及び消防本部の助言・指導を得て、避難路の確保・誘導、防災機器の整備・操作訓練、従業員のとるべき行動等について防災知識の周知を図るとともに、訓練の実施を通じて、各事業所等における防災体制の強化を図る。

6 調査研究

主な担当	消防防災課
------	-------

県や国による地震被害想定調査や津波浸水想定調査等に精通し、市の地震・津波災害対策に活用する。

また、今後、中央防災会議や防災関係機関が発表する首都直下地震、南海トラフ巨大地震、相模トラフ巨大地震に関する報告書等、地震・津波に関する最新情報の収集に努め、市の地震・津波災害対策に活用するとともに、市職員の防災意識の高揚を図る資料等として活用す

る。

さらに、各種防災対策の充実・強化を図るため、必要により次の調査研究の実施を検討する。

(1) 地震観測

平成27年度に県が市役所敷地内に設置した計測震度計（震度ネットワーク）を活用し、地震観測結果の集積を図る。

(2) 地下地質構造の資料収集

各公共施設の建設調査時におけるボーリングデータ等を収集し、地盤構造の把握に努め、耐震検討の基礎資料としての集積を図る。

(3) 震災関係資料の収集

本市における過去の震災被害の状況に関する資料収集に努める。

(4) 防災アセスメントの実施

平成17年度に、元禄地震を想定した防災アセスメント調査を実施した。

その後、県では平成19年度に地震被害想定調査を実施し、平成23年度に津波浸水想定調査と液状化危険度に関する調査を行った。

国では、首都直下地震をはじめ、南海トラフや相模トラフを震源とする巨大地震を想定した津波被害想定調査を行っているところである。

以上より、市に被害をもたらす大規模な地震・津波に関する必要な資料を定常的に収集するとともに、県や国による地震・津波に関する調査研究成果を収集・活用する。

ア 県による地震観測情報「千葉県震度情報ネットワークシステム」の活用

イ 県の長周期地震動に関する調査研究の収集

ウ 県による液状化―流動化に関する調査研究の収集

エ 県や国による津波浸水想定及び津波被害想定に関する調査研究の収集等

第2節 津波災害予防対策

本市は、東方を海に面し、長い海岸線を有していることから、津波発生時における被害を受けやすい地理的環境にある。県下では、2011年3月の東北地方太平洋沖地震（M9.0）では、東北地方の太平洋沿岸を中心に津波による甚大な被害が発生した。過去にも、1677年11月（延宝5年10月）の延宝地震（M8.0）、1703年12月（元禄16年11月）の元禄地震（M8.2）や1923年9月（大正12年9月）の大正関東地震（M7.9）などにより、多くの津波被害を受けてきた。

元禄地震や大正関東地震などの相模トラフ沿いで発生するM8クラスの地震の発生間隔は180～590年、そのうち元禄地震相当又はそれ以上の大きな地震だけを取り出すと、その発生間隔は約2,300年程度と推測されているが、房総沖で発生したと考えられている延宝地震の発生間隔は不明である。東北地方太平洋沖地震の発生以降、房総沖や南海トラフ沿いで発生する地震による津波被害が懸念されているなか、いつ、どこで、どのような地震・津波が発生するかわからない状況であるため、市は、住民等に注意喚起を図るとともに総合的な津波対策を推進する。

1 総合的な津波対策の基本的な考え方

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課
------	-------------------

津波に対しては、減災や多重防ぎよに重点を置き、人命を最優先とした対策を講じる。

海岸保全施設等のハード対策のみに依存するのではなく、住民の「自助」、住民組織等の「共助」、行政による「公助」の各主体における避難訓練を軸としたソフト対策を講じた上で、海岸保全施設や、防波堤や土手、保安林などのハード対策を組み合わせ、ソフト・ハード両面からの総合的な津波対策を推進する。

そのためには、津波ハザードマップの活用や沿岸部各地域ごとの津波避難訓練などを繰り返し実施することで、住民等に津波即避難の意識付けを普及浸透させるとともに海岸保全施設等の計画的な施設整備に努める。

2 津波広報、教育、訓練計画

主な担当	消防防災課、福祉課、学校教育課
------	-----------------

(1) 津波に関する知識の啓発、防災意識の醸成

ア 住民自らの取組み

自らの安全は自らが守るのが防災の基本であり、津波で命を落とさないためには、一人ひとりが迅速かつ自主的に高いところへ避難することが原則である。

そのため、住民は、日頃から津波防災訓練への参加や津波ハザードマップ等により、避難場所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法を確認するとともに、地域や自主防災組織等の自主的な避難体制や避難行動要支援者の支援体制の構築に協力する。

また、津波警報等の発表や避難勧告等が発令された際には、地域で避難を呼びかけ合い、迅速に安全な場所に避難するとともに、自己の判断で自宅や海岸付近に戻らず、津波警報等が解除されるまで避難を継続することを心掛けるよう努める。

イ 市の取組み

市等は、沿岸地域に限らず全域的に「地震イコール津波、即避難」という意識を共通認識として定着させるため、また、津波発生時に刻々と変わる状況に的確な避難行動を住民等がとることができるよう、以下の内容について、広報誌、パンフレット、報道機関及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し周知するとともに、防災教育や防災訓練、講演会等のあらゆる機会をとらえて、分かりやすい広報・啓発に取り組み、津波防災意識の向上を図る。

(7) 地震・津波に関する正確な知識

- a 津波の発生メカニズムや伝わる速さ
- b 津波の第一波は引き波だけではなく押し波から始まる場合もあること
- c 津波は繰り返し襲ってくること
- d 第一波が最大とは限らないこと
- e 津波は地形に影響されるため、地域によって津波高や浸水域が変わってくること
- f 強い揺れを伴わず危険を体感しないままに押し寄せる津波地震や遠地地震の発生があること
- g 津波は河川や水路を遡上すること

(イ) 津波シミュレーションの結果

県が行った津波シミュレーションの結果（津波到達時間、津波高、浸水域、陸域を遡上する時間等）や、地盤標高図、津波高と被害の環形をわかりやすく情報発信する。

また、観光客等が津波浸水予測図や津波に関する情報を入手しやすくするため、携帯電話やスマートフォン等の活用を検討する。

なお、避難のための津波浸水予測図は、気象庁の津波警報区分に合わせて作成しているが、自然は大きな不確実性を伴うため、想定以上の津波が襲ってくる可能性があること等を周知する。

(ウ) 津波警報等に関する情報及び知識

- a 気象庁が発表する津波注意報、津波警報、大津波警報の内容と想定される被害及びとるべき行動
- b 津波警報等は津波予報区内で一番高い津波の予測に基づいて発表されること
- c 津波到達時間も同様に津波予報区内のどこかに一番早く津波が到達する時間の予測に基づいて発表されること
- d 津波の複雑な特徴や予想技術の限界から、危険を回避するために安全サイドに立った警報が必要であること
- e 気象庁の発表より津波が高くなることや早く津波が到達する場合もあること

(エ) 津波避難行動に関する知識

- a 強い揺れを感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること
- b 過去の経験や想定にとらわれず各自が最善を尽くすこと
- c 自ら迷わず率先して避難行動をとることが結果として地域住民の避難を促すこと
- d 一度避難したら、津波警報等が解除されるまで避難を継続すること
- e 津波は河川を遡上するため河川から離れること

(オ) 地震、津波への備え

いつ地震・津波が発生するか分からないため、平常時から家屋の耐震化や家具転倒防止、最低3日以上推奨1週間分の食料、飲料水の備蓄や非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、モバイルバッテリー等)の準備、避難場所の確認、家族で避難方法や

連絡方法の確認等の備えが必要である。

(2) 防災教育の推進

学校教育をはじめ、保育所、地域及び各種団体等において、各段階に応じた総合的な教育プログラムを専門家及び防災士等の学識経験者と連携し、居住している地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育を支援する。

過去の津波被害の教訓について、映像や体験談をまとめ、防災教育等に活用するなど、長期的視点に立って広く住民に伝承されていくよう努める。

(3) 津波防災訓練の実施

市、防災関係機関、住民、地域、自主防災組織及び事業所等が一体となった実践的地域訓練、図上訓練等を実施し、発災時の住民等の適切な避難行動の習熟及び地域等による迅速な避難体制の確立を図る。

また、防災活動力の維持向上、情報伝達の精度向上と迅速化、住民等に適切な避難措置等、体制の確立に努める。

市では、11月5日「津波防災の日」に関連して、勝浦、興津地区を対象として、一時津波避難場所・指定緊急避難場所・津波避難ビル等への避難訓練を実施する。なお、上野、総野地区では、シェイクアウト訓練を実施する。

(4) 防災知識の普及及び訓練における要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練を実施する際、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

実施訓練の項目

訓練	内容
情報収集・伝達訓練	迅速かつ確実な情報伝達のため、津波警報等発表後の情報収集、伝達訓練を行う。津波到達時間にも考慮し、情報収集・伝達ルートの確認、機器操作方法の習熟等を図る。
避難訓練	自宅等から津波避難場所(一時避難場所)、津波避難ビル等まで実際に避難することにより、避難経路や避難場所を確認するとともに、危険性の有無、夜間避難のための照明の確認等を行う。
利用・運営訓練	津波避難ビル等の利用・運営に関し、避難経路の確認、住民の避難誘導、施設内における情報収集・伝達、施設等からの退去(帰宅、指定避難所への移動)等について訓練を行う。

津波の危険性を周知及び普及・啓発するための手段

	項目	目的	内容
1	標識等の設置	周知	津波避難場所(一時避難場所)、津波避難ビル等の周辺、避難経路に標識等を設置して、各種避難者に対して施設の存在を周知する。
2	観光パンフレット等への掲載	周知	観光パンフレット等に津波の危険性や避難方法、津波避難ビル等について掲載する。
3	海岸部の観光地、海水浴場等における放送	周知	屋外拡声器、放送設備等を用いて、来訪者に対して津波避難に関する情報提供を行う。
4	津波ハザードマップ等の作成	周知 普及啓発	津波危険区域の周知と合わせて安全な避難行動について教育・意識啓発を行うための刊行物を作成配布する。

5	広報誌等による情報提供	周知普及啓発	定期的に発行する広報誌・刊行物において、防災や津波・地震についての意識啓発を行う。
6	ホームページ等による情報提供	周知普及啓発	市のホームページ等を活用して、津波避難場所等の周知と津波避難の意識啓発を行う。
7	報道機関への情報提供	周知普及啓発	報道機関に対し、防災に関する各種資料を提供し、津波避難ビル等の周知と防災意識の普及、意識啓発の協力を求める。
8	集会等での意識啓発	普及啓発	年間を通じて、地域における催し・集会等の機会を捉え津波防災に関する知識の普及、意識啓発を行う。
9	防災教育	普及啓発	児童生徒等の発達段階に応じて、津波に対する適切な対処と正しい知識を習得するための教育を実施する。

3 津波避難対策

主な担当	消防防災課、企画課、農林水産課、消防本部、消防団
------	--------------------------

(1) 津波避難計画の見直し

住民等が迅速に避難行動できるよう「勝浦市津波避難計画」を作成している。今後は、新たな津波浸水予測や知見に合わせて見直しを行うほか、津波避難ビルの指定等について検討する。

(2) 津波ハザードマップ等の作成・周知

県の津波浸水予測図や国の「津波・高潮ハザードマップ（平成16年3月）」などを活用し、地震防災対策特別措置法第14条第2項に基づく津波ハザードマップの作成に努めるとともに、住民等への周知を図る。

(3) 市の津波避難体制の確立

県が策定した「千葉県津波避難計画策定指針」（平成28年10月改定）及び「津波対策推進マニュアル検討報告書」（総務省消防庁 平成25年3月）などをもとに、市の避難対策を明らかにし、いざ津波が発生した場合に行政と住民等が迅速かつ的確に行動することができるよう津波避難計画を作成した。津波避難訓練等を通じて、より実践的な計画にするよう適宜見直しを行う。

ア 避難指示（緊急）

避難指示（緊急）の発令基準や手順、伝達方法等をあらかじめ定め、津波警報等が発表された際に、直ちに避難指示（緊急）ができる組織体制の整備を図る。

なお、避難指示（緊急）にあたっては、次の事項に留意するとともに、あらかじめ住民等に避難指示（緊急）等の内容について周知を図る。

- (ア) 気象庁より津波注意報等が発表されたときには、市長（本部長）は避難対象地域にいる住民等に対して、直ちに高台等の安全な場所に避難するよう指示する。
- (イ) 停電や通信途絶等により、気象庁の津波注意報等を適時に受取ることができない状況においては、強い揺れ（震度4程度以上）を感じた場合、また、弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、かつ市長（本部長）が必要と認めるときは、直ちに安全な場所に避難するよう指示をする。
- (ウ) 我が国から遠く離れた場所で発生した地震による津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波注意報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」のなかで発表する場合がある。市は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波注意報等が発表される可能性があることを認識し、避

難準備・高齢者等避難開始、避難勧告の発令を検討する。

イ 住民等の避難誘導體制

- (7) 地震・津波発生時には、家屋の倒壊、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、避難は徒歩を原則としつつ、各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえ、自動車での安全かつ確実な避難方法をあらかじめ検討する。
- (8) 避難する住民の安全確保はもちろんのこと、消防職団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導にあたる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定める。避難誘導にあたる者は、この行動ルールに従い、安全が確保されることを前提として、避難誘導するものとする。
- (9) 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、平常時より名簿を提供することに同意等が得られた避難行動要支援者について、避難支援等関係者に名簿を提供し、避難支援のための個別計画の策定に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえた避難誘導體制の整備を図る。
- (10) 避難場所の案内板や避難誘導標識等の整備を推進する。
- (11) 区、自主防災組織等による避難誘導や海水浴場等の観光施設の管理者による自主的な避難誘導體制の整備を図る。

ウ 市町村間の連携による広域避難体制の構築

津波は市域を越えて広域的に被害をもたらすことから、地域によって市町村間で連携し、避難場所や避難所の提供など市域を越えた避難体制の構築を図る。

エ 船舶避難体制

防災関係機関・団体等と協働し、津波発生時における船舶の避難体制について、船舶管理者等に周知を図る。

(4) 市の津波情報受伝達体制の確立

ア 津波情報受伝達対策

休日、夜間等の勤務時間外における迅速な情報受伝達体制及び関係職員の早期参集体制の確立を図る。

イ 住民等への情報伝達体制の確立

住民等が迅速に避難行動をとることにより津波被害を軽減させるため、あらゆる広報伝達媒体（登録制メール、有線・携帯電話、防災行政無線（同報系）、広報車、サイレン等）や組織等を活用し、住民及び観光客等の滞在者へ津波予警報の迅速かつ確かな伝達に努めるとともに、直接避難行動に結びつけられるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

(7) 防災行政無線（同報系）の整備

住民等に対する情報伝達や避難勧告等を迅速かつ確実に実施するため、防災行政無線（同報系）の整備拡充、更新を図る。

また、発災時の停電の影響やバッテリー切れ等のために無線機能が失われないようデジタル化等の高度化、避難所となる各種公共施設への通信機の配備、非常電源の容量確保、施設の耐震性の向上や津波の影響を受けない場所への移設などを進めていく。

(8) 多様な伝達手段の確保

J-ALERTの受信機と防災行政無線の自動起動機の運用や、緊急速報メール（エリアメール）、登録制メール「かつうら防災メール」、防災アプリ「かつうらメイト」、Lアラート（災害情報共有システム）、衛星携帯電話やワンセグ、スマートフォンなど

のあらゆる情報手段の活用を検討する。

(ウ) 地域団体等の自主的情報伝達

地域住民等に対する情報伝達がなされたときに、これに敏速に呼応して消防団、自主防災組織等が自主的に情報伝達できる組織体制の指導育成を促す。

(エ) 海岸線等への情報伝達

海岸線付近の観光地、海水浴場等に対する迅速かつ効果的な情報伝達体制の整備を図るとともに、各管理者等が自主的に情報伝達できる組織体制の確保に努める。

(オ) 港湾、漁港、船舶等への情報伝達

港湾関連機関、漁港管理者、漁業協同組合等と相互協調のもと、迅速な情報伝達体制の確立に努める。

また、他行政機関と連動し津波発生時における船舶の状態（航行中又は係留中）別に、対処方法を具体的に明示し、個々の船舶管理者等に周知を図るとともに、有事における自主避難意識と体制を確立する。

(カ) 津波の海面監視、情報連絡協調体制

防災関係機関・団体等と相互協調のもと、安全な場所での海面監視活動による、津波等の異状発見と情報連絡に努める。

(キ) 千葉県補助金事業による整備

県の「地域防災力向上総合支援補助金」（令和4年まで）を活用し、津波避難誘導灯、津波避難看板・ハザードマップを整備してきたところである。補助対象となる事業が多いことから、この補助金を活用して津波避難対策を推進する。

4 津波防護施設等の整備

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課
------	-------------------

(1) 海岸保全施設及び河川堤防の整備

国の中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」の報告では、今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に以下の2つのレベルの津波対策を想定する必要があるとされている。

ア 住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する津波であり、発生頻度の極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波

イ 防波堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、県では、数十年から百数十年に一度、来襲すると想定される津波海岸保全施設は、今まで、侵食、高波及び高潮に対する施設整備を進めており、その規模を超える津波に対してはソフト対策で対応することとしていたが、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による津波により、九十九里浜を中心に甚大な被害が発生したことから、「千葉東沿岸海岸保全基本計画」、「東京湾沿岸海岸保全基本計画」を変更し、発生頻度の高い津波から防護するための海岸保全施設等の整備を海岸の利用形態や環境面に配慮しながら、地元の意見を踏まえて実施する。

河川堤防については、河川を津波が遡上し、被害の発生が想定されることから、海岸保全施設の整備と合わせて堤防の嵩上げ及び構造強化等を必要に応じて実施する。

(2) 防災施設の点検、診断、改修及び補強

既存の防潮堤等の防災施設は、ほとんどが高潮を対象とした設計基準に基づき築造されている。

このため、特に建設年次の古い施設については、老朽度、天端高の点検及び設置地盤の液状化を含む耐震性診断を実施する。

(3) 防災施設等の運用

防潮堤等の防災施設に設置されている水門、陸閘等の開閉については、津波発生時において、水門操作員の安全を確保しつつ迅速・確実な操作が行えるよう水門の規模や地域の状況に対応した「操作指針」を策定するとともに、必要に応じて水門を遠隔操作し閉鎖するシステム等を順次導入することで、津波発生時における背後地域の被害についても低減させるなど、適切な防災施設等の運用を図る。

(4) 護岸等の避難施設、避難口の設置

直立構造式の護岸や防潮堤等で避難階段の少ない施設については、地域の利用形態（例、海水浴場等）を考慮し、砂浜から後背地に通じる避難階段（斜路）、避難口等を設置する。

(5) 防災林の設置

海岸線に所在する保安林については、病虫害、台風や津波などの災害にも強い保安林となるよう整備・育成を図ることとし、松くい虫、湿地化、及び東日本大震災に伴う津波による被害地だけでなく、健全地についても、保安林の機能が十分に発揮できるようにする。整備手法については、盛土による地盤の嵩上げやこれまでクロマツの1種類で形成していた保安林を海側、中間部、後背地側の三重構造にし、減災効果が期待できる常緑広葉樹の高木と低木の混交林として整備するなど、砂丘や森林が持つ津波に対する被害軽減効果を重点に、従来の手法に対して、機能強化、海岸線に沿った連続性、多重防ぎよ、コスト縮減、関係機関との協働といった観点から再検討した結果をとりまとめた「千葉県海岸県有保安林整備指針」に基づくこととし、砂丘や森林の整備を行う。

(6) 避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備

市は、「千葉県津波避難計画策定指針」や国の平成29年7月5日付「津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について（技術的助言）」及び「東日本大震災における津波による建築物被害を踏まえた津波避難ビル等の構造上の要件に係る暫定指針（平成23年度）」などをもとに、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間に避難が可能となるよう、避難場所及び避難路、津波避難ビル等の指定・整備に努める。

なお、専ら避難生活を送る場所として指定された避難所と、津波等からの緊急一時的に避難する避難場所を間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図る。

(7) 一時津波避難場所の指定

相模トラフ沿いの地震では、沿岸部の勝浦地区、興津地区が、地震発生後1分後に海面変動が生じ、11分後に到来すると予想されている。そのため、避難行動を開始するまでに十分な時間がとれないことから、区と共同で津波から一時的に避難する一時津波避難場所を指定した。

<資料2-2 指定緊急避難場所一覧表>

<資料2-3 津波避難ビル一覧表>

第3節 火災等予防対策

現在、最も危険が大きいとされる地震災害は、大正関東地震時の市街地大火と同様、木造密集市街地で同時に多発する地震火災による二次災害であるとされる。可燃物の密集、ガソリン等各種危険物の貯蔵、取扱いの増大、木造密集市街地の拡大等、関東地震時以上に危険要因が増えている。

これらのことから、地震時において、何よりもまず、地震火災を最小限に抑えるため、都市防災不燃化促進事業を実施する。

1 地震火災の防止

主な担当	消防防災課、都市建設課、消防本部、消防団
------	----------------------

(1) 出火の防止

ア 一般家庭に対する指導

一般家庭における出火を防止するため、市及び消防本部は、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対し、火気使用の適正化及び消火器具等の普及と取扱方法に関する指導を行い、地震火災防止の普及及び徹底を図る。

また、出火の拡大を防止するため、住宅用火災警報器設置、感震ブレーカーの設置について啓発を行う。

イ 防火対象物の防火管理体制の確立

消防本部は、防火管理者設置義務対象の防火対象物には、必ず防火管理者等の設置を期すとともに、小規模防火対象物についても、地震に対する事前対策と発災時の応急対策が効果的に行い得るよう行政指導を強化し、職場における防火管理体制の確立を図る。

ウ 予防立入検査の強化指導

消防本部は、消防法第4条の規定による立入検査を強化し、防火対象物の用途、地域等に応じた計画的な立入検査等を実施し、常に当該区域内の防火対象物の状況を把握するとともに、火災発生危険の排除に努め、予防対策の万全を期する。

エ 危険物施設等の保安監督の指導

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安要員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定に基づく立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

夷隅郡市広域市町村圏事務組合火災予防条例の規定に基づく少量危険物及び指定可燃物の管理及び取扱いについても、所有者、管理者等に対して必要な助言又は指導を行う。

オ 化学薬品等の出火防止

消防本部は、化学薬品を取扱う学校、病院、薬局、研究所等の立入検査を定期的に行い、保管の適正化の指導を行う。

カ 消防同意制度の活用

消防本部は、建築物を新築、改築等の許可、認可、確認の同意時、防火の観点からその安全性を確保するため、消防法第7条に規定する消防同意制度の効果的な運用を図る。

(2) 初期消火

ア 市及び消防本部は、家庭及び職場での初期消火の徹底を図るため、各家庭や職場に対して消火器具の設置を奨励する。

イ 市及び消防本部は、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図るとともに、自主防災組織を指導する。

(3) 延焼拡大の防止

ア 消防水利の整備

震災時には、消火栓は水道施設の被害等により断水又は大幅な機能低下を被るおそれがあることから、耐震性貯水槽等の整備や、自然水利の活用等の消防水利の計画的な整備を図る。また、必要に応じて国及び県からの助成等により、消防水利の整備を促進する。

イ 市街地における空中消火の検討

市街地に同時多発火災が発生した場合に備え、市及び消防本部は「消防防災ヘリコプターの効果的な活用に関する検討会報告書（平成21年3月）」に基づき、市街地における空中消火について検討する。

ウ 常備消防の強化

消防本部は、震災の態様に応じた消防計画を樹立し、これに基づく訓練の徹底に努め体制の確立を図るとともに、今後とも都市構造、災害態様の変化に応じた適正な消防力の増強を図る。

エ 消防団の強化

消防団は、震災時に常備消防を補完して消火活動を行うとともに、平常時は住民や自主防災組織に対して出火防止、初期消火等の指導を行う。

消防団員の確保のための留意すべき事項は、次のとおりである。

(ア) 消防団に対する住民意識の高揚

(イ) 処遇の改善

(ウ) 消防団の施設・装備の改善

(エ) 女性消防団員の積極的確保、能力活用

(オ) 機能別消防団制度の検討

2 建築物不燃化の促進

主な担当	都市建設課
------	-------

(1) 建築物の防火規制

市街地における延焼防止を次により推進する。

ア 防火、準防火地域の指定

本市には、防火地域に指定されている地域はないが、準防火地域に指定されている地域が15.4haある。（平成30年3月31日現在）

建築物が密集し、震災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定拡大等を検討し、また、建築基準法施行令に定める

耐火構造、防火構造等の建築を促進する。

イ 防火、準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域の指定を行い、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

(2) 都市防災不燃化促進事業

大規模な地震等に伴い発生する火災から、住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等、一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

3 防災空間の整備・拡大

主な担当	都市建設課
------	-------

(1) 公園の整備

公園は、住民のレクリエーション、スポーツ等の場としての機能のほかに、災害時における避難場所あるいは延焼を防止するオープンスペースとして防災上の役割も非常に高い。

このため、防災都市づくりの一環として計画的な公園整備を進めるとともに、火災に強い樹木の植栽を行い、防災効果の高い公園の整備に努めていく。

(2) 幹線道路の整備

道路は、人や物を輸送する交通機能のみならず、震災時においては、火災の延焼防止機能も有している。道路の新設・拡幅は、沿道建築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど、災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。

このため、都市の構造、交通及び防災等を考慮して総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

(3) 河川の整備

都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、河道の拡幅等、河川の改修を進めていく。

4 火災予防についての啓発

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

(1) 火災予防運動

毎年3月1日から3月7日を春季火災予防運動期間、11月9日から11月15日までを秋季火災予防運動期間とし、火災予防思想の普及のため市内全域で次のような啓発活動を実施する。

ア 防災行政無線、広報誌、消防団による啓発

イ 消防団による消防演習の実施

(2) 防災・防火管理者講習会、防火座談会、防火映画会の開催

(3) 危険物施設、建築物、車両、雑草地等の査察

(4) 商店街、小学校、保育所、病院等の消火・避難訓練

第4節 消防計画

大規模災害や特殊災害などの各種災害の発生に対処するため、高度な技術・資機材等消防体制及び消防施設の整備拡充に努めるほか、消防職員及び消防団員に対する教育訓練、消防思想の普及及び市町村相互間の応援体制等の推進を図る。

1 消防体制・施設の強化

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

(1) 常備消防の強化

消防本部は、消防力を最大限有効に活用するために、訓練等の徹底に努め、体制を図るとともに、消防力の増強を図る。

また、県は大規模災害の発生に対処するために、夷隅郡市広域市町村圏事務組合が整備する高度な技術・資機材など消防体制及び消防施設の整備を拡充するため、財政支援を行う。

(2) 消防団員の充実・強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動を実施する。

ア 活動基準の整備

火災の被害予想に対応し、作戦計画を確立して消防活動基準を整備し、団員の教育訓練、発災時の活動要領の習熟を図る。

イ 参集体制の整備

団員の個人装備を充実し、参集体制の確保を図り、家族の安全対策の指導を強化する。

ウ 地域総合消防体制の育成

事業所及び住民の自主防災体制との連携を図り、地域配備消火施設等による総合的な消火体制を育成する。

また、消防本部、消防団間の連絡を密にして活動体制を整備し、消防力の強化を図る。

エ 消防団員の住民指導能力の向上

法制上の公的機関としての認識の向上を図り、地域における指導的位置の確認、活動任務の明確化を図る。

(ア) 市が行う総合防災訓練に際しては、各分団詰所等を拠点とし、住民に対し地域に密着した訓練を行い、連携度の向上を図る。

(イ) 団本部教養訓練年度計画の立案に際しては、総合訓練、幹部訓練のなかに住民に対する防災指導の強化をとり入れる等、指導力の向上を図る。

オ 消防団員確保のために市が留意すべき事項

市は、消防団員の確保にあたっては、次に掲げる事項について配慮する。

(ア) 消防団に関する住民意識の高揚

(イ) 処遇の改善

(ウ) 消防団の施設・装備の改善

(エ) 女性消防団員の積極的確保、能力活用等

(オ) 機能別団員・分団の採用の推進

2 消防職員及び消防団員等の教育訓練

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

消防職員及び消防団員等は、県消防学校等において消防に係る知識・技能の習得及び向上のため、教育訓練を受ける。

(1) 消防大学校での教育訓練

幹部として必要な教育訓練を行う。

(2) 県消防学校での教育訓練（「消防学校の教育訓練の基準」（総務省消防庁）に基づく教育訓練）

ア 消防職員

(ア) 初任教育

(イ) 専科教育

(ウ) 幹部教育

(エ) 特別教育（訓練指導科、はしご自動車等講習会、救急救命士処置範囲拡大2行為追加講習、水難救助科、高度救助科）

イ 消防団員

(ア) 基礎教育（新任科）

(イ) 専科教育（警防科）

(ウ) 幹部教育（指揮幹部科現場指揮課程、指揮幹部科分団指揮課程）

(エ) 特別教育（訓練指導科、女性消防団員科、小型無人航空機（ドローン）基礎研修、オフロードバイク研修、一日入校及び現地教育）

ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

エ 災害救援ボランティア

災害時に災害救援活動を行うボランティアに必要な消防分野に係る知識・技能の習得について、講師の派遣等の協力を行う。

3 市町村相互の応援体制

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

消防組織法第39条の規定により、千葉県広域消防相互応援協定が締結されているため、運営の推進を図るとともに、市においては、他市町村との相互の連絡調整を密にして各種災害に対応する。

また、平成8年度に策定した、「千葉県消防広域応援基本計画」に基づいた迅速かつ的確な広域応援が市町村間で実施できるよう、情報受伝達訓練等の各種訓練及び応援可能部隊や応援可能資機材リストの更新を行う。

<資料6-4 各種協定一覧表>

4 広域航空消防応援体制

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

大規模特殊災害発生時に、消防組織法第44条の3の規定により、他都道府県の市町村等のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱及び同実施細目、並びに県及び市の事前計画に基づき、消防本部を通じて要請し、当該応援が迅速かつ円滑に実施されるよう的確な対応を図る。

5 消防思想の普及

主な担当	消防防災課、消防本部、消防団
------	----------------

- (1) 各種の行事を行い消防思想の普及徹底を図る。
- (2) 春秋2回の火災予防運動を実施する。（各1週間）
- (3) 消防大会、操法大会に参加して、消防団員等の士気の高揚を図る。
- (4) 各種講習会等を開催する。
- (5) 下記関係機関と協力して、消防思想の普及及び火災予防の徹底を図る。
 - ア （公財）千葉県消防協会
 - イ （一社）千葉県危険物安全協会連合会
 - ウ 千葉県少年婦人防火委員会
 - エ （一社）千葉県消防設備協会
 - オ 消防本部
 - カ 勝浦消防署

なお、住宅火災の延焼防止のため、住宅用火災警報器の設置普及を図る。

6 市の消防計画及びその推進

主な担当	消防防災課、総務課、消防本部
------	----------------

特に次の項目について推進を図る。

- (1) 消防組織の整備強化

家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。
- (2) 消防施設整備計画
- (3) 火災等の予警報計画
- (4) 消防職員及び消防団員等招集計画
- (5) 出動計画
- (6) 応援部隊受入誘導計画
- (7) 特殊地域の消防計画
 - ア 特殊建物、施設の多い地域の計画
 - (ア) 密集地域の計画
 - (イ) 重要文化財の計画
 - (ウ) バラック建物等の地域の計画

- (エ) 重要建物、施設の計画
- (オ) 高層建物の計画
- (カ) 地下構造物及び施設の計画
- (キ) その他
 - イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
 - ウ 港湾等沿岸地域の計画
 - エ 急傾斜地域の計画
 - オ その他
- (8) 異常時の消防計画
 - ア 強風時の計画
 - イ 乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画
- (9) その他の消防計画
 - ア 林野火災の計画
 - イ 車両火災の計画
 - ウ 船舶火災の計画
 - エ 航空機火災の計画
- (10) 消防訓練計画
 - ア 機械器具操法訓練
 - イ 機関運用及び放水演習
 - ウ 自動車操縦訓練
 - エ 非常招集訓練
 - オ 飛火警戒訓練
 - カ 通信連絡訓練
 - キ 破壊消防訓練
 - ク 林野火災防ぎょ訓練
 - ケ 車両火災防ぎょ訓練
 - コ 船舶火災防ぎょ訓練
 - サ 航空機火災防ぎょ訓練
 - シ 危険物火災等特殊火災防ぎょ訓練
 - ス 災害応急対策訓練
 - セ 自衛消防隊の指導
- (11) 火災予防計画
 - ア 防火思想普及計画
 - イ 予防査察計画

7 消防施設の整備

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

市内消防施設の強化を図る。

- (1) 消防ポンプ車等、水利等消防施設の現況の把握

(2) 消防施設の整備

ア 高規格救急自動車の整備

救命率の向上のため、高規格救急自動車の整備に努める。

イ 消防施設・設備の整備

地域における消防力強化を図るために、消防施設・設備の整備に努める。

ウ 消防ポンプ自動車

国の示す「消防力の整備指針」に応じて年次計画に基づき整備する。

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ及び小型動力ポンプ積載車については経年等を勘案し順次更新する。

市の財政状況その他必要に応じ、消防防災施設強化事業補助金（県費）及び緊急防災・減災事業債等により整備促進する。

エ 消防水利

国の示す「消防水利の基準」を満たすため、不足分について年次計画に基づき整備する。

市の財政状況その他必要に応じ、国及び県の助成により整備を促進する。

オ その他の消防設備

市の実情に応じ、整備する。

第5節 建築物の耐震化等の推進

1 市街地の整備

主な担当	都市建設課
------	-------

市街地の中には、道路、公園などの都市基盤施設の整備が不足し、かつ、老朽建築物が多い木造密集市街地が存在しており、建築物の倒壊等の集中的被害が生じるおそれがあるため、市は建築物等耐震改修等を進め、地震に対する安全性の向上を図る。

また、東日本大震災においても、県内では、水道、電気、ガスなどのライフライン等の一部が寸断したことから、市においても各施設の耐震性について、更に強化を図る。

2 建築物等の耐震対策

主な担当	都市建設課、学校教育課、生活環境課
------	-------------------

(1) 既存建築物の耐震診断・耐震性向上に向けた改修の促進

阪神・淡路大震災において、昭和56年以前に建築された、比較的古い建築物に大きな被害が集中した。こうした事態に対処するため、現行の建築基準法に規定される耐震基準に適合しない既存建築物の地震に対する安全性の向上を図ることは、引き続き重要な課題である。

そのため、県と調整の上、計画的かつ総合的に市全域の既存建築物の耐震診断及び耐震改修(以下「耐震改修等」という。)の促進を図る。

一方で、建築物にかかわる防災対策は、建築物の所有者や管理者が自己の責任において自ら建築物の安全性を確保することが原則であることから、所有者等には、既存建築物の耐震性能の確保・向上のための耐震改修等を積極的に進めるよう、指導を徹底していく必要がある。

国の補助制度や耐震改修促進税制の活用を図り、耐震改修技術の普及・建築技術者の養成、耐震相談窓口の開設・所有者向けの啓発事業等の体制や環境の整備を推進するとともに、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年法律第123号)の活用及び「勝浦市耐震改修促進計画(平成22年3月)」に基づき、建築物の所有者等に対して、耐震改修等の実施に向けた指導に努める。

さらに、同法に基づき、耐震診断を行いその結果を報告することが義務付けられている大規模な建築物を重点的に耐震化すべき建築物と位置付け、その所有者に対しては、早期に耐震化を図るよう、その着実な実施のために必要な支援を行う。

(2) ブロック塀等の安全対策及び落下物防止対策等の推進

ア ブロック塀等の安全対策

(ア) 県は、「千葉県コンクリートブロック塀等安全対策推進要領」(昭和58年9月)に基づき、適正な製造方法の啓発・普及に努めるとともに、既設のブロック塀等に対しては、市と連携して、その所有者や管理者に対して倒壊を防止し、安全を確保するため必要な助言又は指導に努める。

(イ) 小学校の通学路等に面したブロック塀等を対象に、点検パトロールを実施し、危険なものには改善指導を徹底する。

(ウ) 「自動販売機据付基準」の周知等を行い自動販売機の転倒防止を推進する。

イ 落下物防止対策

(ア) 「千葉県落下物防止指導指針」（平成2年11月）に基づき、建築物の窓ガラス、袖看板等の落下による歩行者等の被害を未然に防止するため、当該窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及、建築物の所有者等への啓発等に努める。

(イ) 商業地域など人通りの多い道路や震災時の避難路に面する地上3階以上の既存建築物を対象に、窓ガラス、袖看板等の落下による危険性のあるものについては、建築物の所有者等に対して、適切な改修や補修の指導を行う。

ウ 家具・大型家電の転倒防止

市及び県は、ホームページや広報誌等において、家具・大型家電の固定化、転倒防止対策の重要性を啓発する。

(3) 建築防災体制の整備と安全対策の啓発

地震による建築物等の損壊に起因した、二次的な人や物への被害を未然に防止するための施策を、市全域に的確かつ円滑に推進するとともに、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

ア 連絡協議会の運用

県は、建築防災に係る諸施策の推進のため、千葉県建築防災対策連絡協議会（県及び県下54市町村で構成、平成7年5月に設立）の活動の充実を図り、既存建築物の耐震診断・改修等の促進や応急危険度判定支援体制の確立に努める。

イ 安全対策の啓発

民間の建築関係団体との連携を図り、建築物の所有者や管理者向けの耐震相談窓口の開設、耐震相談会・講習会の開催、パンフレットの配布等により、地震に関する安全対策の啓発・普及に努める。

3 ライフライン等の耐震対策

主な担当	水道課、東京電力パワーグリッド(株)、(一社)千葉県LPガス協会、東日本電信電話(株)
------	---

震災時、ライフライン等の施設が被害を受けると、生活機能を麻痺させるばかりではなく、応急対策を実施する上での大きな障害の要因となる。

平成7年の阪神・淡路大震災では水道、電気、ガス、電話等の各施設が大きな被害を受けた。さらに平成23年に発生した東日本大震災では、県内においても上下水道、電気、ガス等被災者の生活に大きな影響を及ぼした。

これらのことから、各施設の耐震性の強化を図り地震に強いライフライン機能の確保対策を推進するため「千葉県ライフライン対策連絡協議会」等においてライフライン対策の連携を強化する。

(1) 水道施設

本市の水道施設には、市営水道事業と南房総広域水道企業団の水道事業がある。市営水道事業の既存施設の中には、老朽化による更新又は補強が必要な施設等があり、次のとおり施設の耐震化を進め、防災対策の一層の充実を図る。

ア 耐震化の指標作成

水道施設の耐震化について、目標年度を定め耐震性、重要性等による優先度を加味した事業推進の計画を作成する。

イ 緊急を要する対策

耐震性の観点から石綿セメント管や老朽施設等について、緊急に補強又は更新を行う。

ウ 速やかに復旧できる水道づくり

被災しても速やかに復旧できる水道とするため、重要施設の耐震化、自家用発電設備など施設の整備・補強及び複数系統化などの耐震性の向上を図った水道システムの構築を検討する。

エ 広域的バックアップ体制の整備等

広域的バックアップ体制の整備や緊急時応急給水能力の強化等により、被災した場合でも住民に水を供給できる機能を持つ水道とする。また、水道事業者は、発災後の円滑な応急対応や復旧・復興のため、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制と、住民からの問合せ等に対応する体制の整備について、あらかじめ計画しておくものとする。

オ 水道事業体の施設整備計画

- (ア) 石綿セメント管の更新
- (イ) 緊急時給水拠点の確保
- (ウ) 緊急遮断弁の設置
- (エ) 緊急連絡管の整備
- (オ) 水源(井戸等)の耐震化対策

(2) 電気施設

ア 災害予防計画目標

建物については建築基準法、土木工作物(機器基礎を含む。)についてはダム設計基準、港湾工事設計要覧、道路橋示方書などの基準水平震度とする。

イ 防災施設の現況

(ア) 変電施設

最近の標準設計では、機器の耐震設計は水平加速度0.3~0.5G、機器基礎の耐震設計は水平加速度0.2Gを下限値とし、地域別・地盤別・構造種別・重要度別の各係数により補正している。

建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

(イ) 送電設備

架空送電設備に対する地震力の影響は、風圧荷重によるものに比べ小さいため、地震時荷重についての検討を一般に省略している。ただし、軟弱地盤や活断層付近に支持物を布設する場合は、地盤の変動・破壊に起因する被害を受けるおそれがあるため、その地盤に応じた適切な対策を実施している。

また、地中送電設備では、154KV以上のケーブルヘッドについては水平加速度0.3G、共震正弦3波に耐えるよう耐震設計を行っている。

(ウ) 配電設備

震度5弱(水平加速度0.3G)の地震に対し、概ね送電可能な施設となっている。

(エ) 通信設備

水平加速度0.5Gに耐えるよう機器を施設している。

ウ 保守・点検

電気工作物を、常に法令で定める技術基準に適合するよう保持する。さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検(災害発生のおそれがある場合には特

別の巡視)並びに自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等の出火に至る原因の早期発見とその改修に努める。

(3) ガス施設

設備、施設の設計は、ガス事業法、消防法、建築基準法、道路法等の諸法規並びに建築学会、土木学会の諸基準及び日本ガス協会基準に基づいている。

各施設の安全化のための対策は、次のとおりである。

ア 製造施設

(ア) 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保する。

(イ) 緊急遮断弁、防消火設備、防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害の防止を図る。

イ 供給施設

(ア) 新設設備は、ガス事業法「ガス工作物の技術上の基準」等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は、必要に応じて補強等を行っている。

a ガスホルダーやガス導管の設計は、地震力を考慮して設計しているほか、安全装置、遮断装置、離隔距離等を考慮して設置している。

b ガス導管材料は高・中・低圧別に区分し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手・構造等を採用し、耐震性の向上に努めている。

特に、低圧導管においては、地盤変位を吸収し、地震による損傷を最小限に食い止めるポリエチレン管（PE管）を採用している。

(イ) 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置による緊急遮断、導管網のブロック化、放散塔による中圧導管の緊急減圧措置を行う。

a 導管網のブロック化

震災時に被災地区への供給確保及び早期復旧を進めるため、供給区域をブロック化している。

(ウ) 放散塔の設置

地震時のガスによる二次災害を防止するため、中圧導管の管内ガスを安全に空中放散する必要があることから、工場、整圧所、幹線ステーション等に放散塔を設置している。

ウ 通信施設

ループ化された固定無線回線の整備及び可搬型無線回線の整備を行っている。なお、固定局のアンテナ類は耐震設計がなされている。

エ その他の安全設備

(ア) 地震計の設置

地震発生時、各地の地震動が把握できるよう工場・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナには、S Iセンサーの設置を行っている。

(イ) 安全装置付ガスメーターの設置

二次災害を防止するため、200ガル以上の地震時にガスを遮断する安全システム（マイコンメーター）の普及促進に努めている。

(4) 電話施設

ア 建物設備

建築基準法に基づき、耐震設計を行っている。耐震設計目標は、震度6(強・弱)に対して軽微な損傷、震度7に対しては倒壊を回避する。

イ 局外設備

(ア) 土木設備

- a マンホール・ハンドホール及び埋設管路から構成されており、管路の接続には、離脱防止継ぎ手等を使用して耐震性を高めている。
- b 構造系の異なる接続部は、フレキシブルジョイント化により耐震性を強化する。
- c 耐震性の高い、中口径管路の導入を促進する。

(イ) 線路設備

- a 中継ケーブル網設備の2ルート化及び地中化を推進する。
- b 幹線系ルートは、プライオリティー付けを行い、高規格な中口径管路・とう洞に収容し、設備の耐震性強化を図る。

ウ 局内設備

- (ア) 交換機等は、キャビネット型設備(自立型)の導入を促進し、耐震性の強化を図る。
- (イ) 通信設備の周辺装置(パソコン等)については、転倒防止対策を実施する。

エ その他

震度4以上の地震が発生した場合、設備点検を実施する。

(5) 共同溝・電線共同溝等の整備

阪神・淡路大震災では、水道・電気・ガス・電話等のライフラインが壊滅的な被害を受け、ライフラインの耐震性の強化が求められた。

このことから、震災時の緊急輸送等に資する緊急輸送道路を中心にライフラインの共同収容施設である共同溝や無電柱化推進計画に基づき、電線共同溝等の整備について検討する。

ア 共同溝について、国が管理する国道等において整備を進める。

イ 電線共同溝については、震災時における電柱倒壊、電線切断の危険を回避するとともに、電力の安定供給、通信の信頼性の向上等、電線類の無電柱化を図るため整備に努める。

4 道路及び交通施設の安全化

主な担当	都市建設課、東日本旅客鉄道(株)
------	------------------

道路、鉄道等は、市街地内はもとより、都市間を相互に連絡し、生活や経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。

(1) 災害に強い道づくり

道路は、震災時において救援・救護活動や緊急物資の輸送等の重要な役割を担っていることから、耐震対策を実施し、安全確保に努めるとともに、リダンダンシー(多重化による代替性)を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備及び被災地域の復旧復興に資する幹線道路等の整備に努める。

ア 道路橋梁等防災計画

道路については、特に崩落等の危険性のある法面について、安全対策を実施していく。特に緊急輸送道路については、必要な輸送機能を確保できるよう、橋梁の耐震対策や法面の安全対策を最優先に実施していく。

橋梁については、平成8年以前に建設された橋梁は、国土交通省からの通知に基づき、緊急度の高い橋梁を選定し、順次耐震対策を実施していく。それ以降に建設又は架替する橋梁については最新の道路橋示方書に基づき、整備を行う。

(2) 道路付帯施設の保全管理

ア 電柱、街路灯

市が保守管理しており、付近住民の協力を得て、保全管理する。

イ 防犯灯

区が保守管理しており、住民より連絡があった場合、区に共有する。

(3) 鉄道施設

ア 現況

市内をJR外房線が走り、その営業キロ数は14.5kmであり、勝浦駅、鵜原駅、上総興津駅及び行川アイランド駅の4駅を有している。

イ 施設の耐震性

鉄道施設の耐震補強については、「既存鉄道施設の耐震補強に関する指針」、「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」に基づき実施する。

(ア) 列車緊急停止対策の整備

地震時に運転中の列車を速やかに停止させるための、在来線早期地震警報システムを導入している。

(イ) 構造物の耐震化

防災工事に耐震化を考慮した線区防災強化を推進している。

5 漁港施設の安全化

主な担当	農林水産課
------	-------

勝浦漁港では、大規模な地震が発生した場合の応急対策において、復旧資機材、緊急物資等の海上輸送の拠点として港湾機能を補完するために、県による耐震岸壁の整備が平成26年3月に完了した。

施設名	対象船舶	水深(m)	バース数	延長(m)	備考
勝浦漁港	1,000D/W	6.0	1	98	工事中

※D/W：重量トン

6 危険物施設の安全化

主な担当	消防本部、危険物取扱事業者
------	---------------

(1) 危険物施設関係

消防法第11条の規定により許可された危険物施設等について、不測の事態に備えた防災体制を整えるため、下記の対策を実施するよう消防本部に指導を要請し、地震時の災害を防止する。

ア 設備面の対策

(ア) 地震時の局所的な応力集中による配管やフランジ継手等の変形、破損、漏洩を防ぐため、変位を有効に吸収する構造とするほか、配置及び支持方法についても配慮する。

(イ) 地震の振動等により損傷を受けるおそれのある散水配管、消火設備、ドレンピット等については、配置換え等を行う。

(ウ) 防火塀等の倒壊防止のため配筋等を再検討し、必要に応じひかえ壁等を設置する。

第1章 災害予防計画（第5節 建築物の耐震化等の推進）

- (エ) 停電等に際しても設備の安全が保持できるよう電源等の支援設備を備える。
- (オ) 設備を新設する場合は、消防法による耐震基準に基づき設計する。

イ 保安体制面の対策

- (ア) 作業標準等を整備し、非常停止等の作業が的確に措置されるよう保安教育、訓練を実施する。
- (イ) 点検基準を見直し、日常の点検及び地震後の異常の有無確認についての的確化を図るとともに従業員への周知を徹底する。
- (ウ) 夜間、休日の応急体制、命令系統及び通報体制について明確化を図る。

第6節 液状化災害予防対策

2011年3月に発生した東北地方太平洋沖地震では、東京湾岸の埋立地と利根川沿いの低地を中心として、非常に広域にわたって液状化現象が発生した。液状化現象による人的被害はほとんどなかったものの、各地で大量の噴砂や沈み込み、浮き上がり、抜け上がり、地波等により多くの建物や道路、上水道等のライフラインに被害が生じ、1987年千葉県東方沖地震で液状化した場所の再液状化も確認されたことから、液状化対策を推進していく。

1 液状化対策の推進

主な担当	水道課、都市建設課、ライフライン事業者
------	---------------------

上水道施設等のライフラインや、道路・橋梁等の公共施設については、その機能の維持や早期復旧が、住民の生活や地域全体の復旧にも大きく影響するものであり、地盤の改良や施設の耐震化の推進など、液状化しにくい、又は液状化に強い施設づくりを推進するとともに、住民に対する液状化に関する知識の普及に努める。

さらに、液状化現象により、水道管からの漏水などライフライン施設の被害が発生した際の迅速な応急復旧のための体制整備に努める。

2 ライフライン施設、公共施設の液状化対策

主な担当	水道課、都市建設課、農林水産課、ライフライン事業者
------	---------------------------

(1) 上水道施設

地盤改良等により、液状化の発生を防止する対策や、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

(2) 港湾施設

地震に強い港湾を目指し、大型岸壁については順次、液状化対策を進めており、今後も必要な岸壁については、液状化対策を実施する。

(3) 道路橋梁

橋台や橋脚周辺の地盤の液状化が予想される橋梁については、液状化が予想される地盤の改良や固い支持地盤まで支持杭を打ち込むなどの方法を講じて落橋や倒壊を防ぐ。

(4) 河川・海岸

通常、河川では大地震と洪水が同時に発生する確率はかなり低いが、そのような地表面標高の低い地域では通常の水位（潮位）で浸水するおそれがあり、また、海岸では地震発生とともに津波が予想されるため、堤防や護岸等の整備にあたっては液状化対策など耐震対策を考慮して実施する。

このため、国土交通省で作成した堤防、護岸、水門、樋管等の各種施設の耐震点検マニュアルに基づき点検を行い、危険度の高い箇所より順次液状化対策等を実施している。

3 液状化対策の広報・周知

主な担当	消防防災課、都市建設課
------	-------------

- (1) 液状化現象に関する知識及び液状化しやすさマップや揺れやすさマップの周知
東日本大震災を受け、県が平成23年度に行った液状化調査により判明した液状化発生原因や発生メカニズム、液状化被害が発生した地域特性について、揺れ（震度）によって液状化しやすい地域を示した「液状化しやすさマップ」や「揺れやすさマップ（平成26・27年度改訂）」を用いて、住民にわかりやすく広報・周知する。
また、住民の液状化対策を推進するため、液状化の原因や対策を考えるのに重要な情報となる地盤情報を収集・公表し、住民に足元の地盤の成り立ちに関心を持ってもらうような施策を推進する。
- (2) 住宅の液状化対策工法の広報・周知
ひとたび液状化により住宅に被害が発生すれば、住民個人の生活や経済面に大きな負担がかかる。
住民には、「液状化しやすさマップ」を参考に、液状化発生のリスクがある地域の住宅建築前においては、十分なボーリング等の地盤調査を実施し、液状化発生を抑止する基礎の強化や表層地盤改良などの液状化対策工法を選定して行うよう啓発する。
- (3) 建築物の液状化対策講習会の開催
既存住宅においては、液状化対策工法はかなり限られるが、国や大学等の研究機関が住宅液状化対策工法について研究を進めていることから、これらの研究結果、施工例の情報を収集して、住民へ周知する。

4 液状化被害における生活支援

主な担当	福祉課、高齢者支援課
------	------------

液状化現象による直接的な人的被害は、ほとんどないものとされているが、ライフラインの寸断などにより、生活に支障が生じる状況となる。特に、高齢者や障害者等の要配慮者が、在宅での避難生活を送るなかで、健康状態が悪化するなどの二次的な被害が発生することが考えられる。
これらの在宅の要配慮者に対する巡回健康相談や生活支援のため、共助の取組みや市、夷隅健康福祉センターや社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

第7節 土砂災害等予防対策

地震に伴う地盤災害による人的・物的被害の発生を未然に防止し、被害の軽減を図るため、県が平成26・27年度に実施した「地震被害想定調査」の結果を参考に、がけ崩れ・地盤の液状化現象等危険地域の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、地盤災害の危険性を助長するような造成工事の規制・指導、地下水の取水規制等の措置を講じる。

1 土砂災害の防止・孤立集落対策

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課
------	-------------------

市、県及び防災関係機関は、土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため危険箇所の実態を調査し、危険な箇所における災害防止策を講じるとともに、警戒避難体制の整備等を行う。

(1) 土砂災害警戒区域等の公表

県は、土砂災害が発生するおそれのある箇所の災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため、被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域等の把握に努めるものとする。

また、土砂災害警戒区域等を市のホームページで公表する。さらに、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

(2) 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備

県は、土砂災害が発生した場合、建築物の損壊や住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域を「土砂災害警戒区域」又は、「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

市は、県が指定する土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、要配慮者利用施設を利用している者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

また、土砂災害が発生するおそれのある箇所についても、土砂災害警戒区域等に準じた警戒避難体制の整備に努める。

(3) 地震後の土砂災害警戒区域等の緊急点検

県は、震度5強以上の地震が発生した場合、平成19年12月に国土交通省が策定した「地震後の土砂災害危険箇所等緊急点検要領（案）」に基づき国土交通省と連携し、土砂災害警戒区域等の緊急点検を実施する。

また、緊急点検の実施にあたり住民などに不安を与えないように、緊急点検の実施目的、実施期間、実施範囲及び作業内容等について、市・住民・警察等関係機関に対して事前に周知する。

(4) 土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。

県は、平成25年5月15日付け国土交通省及び気象庁の事務連絡「土砂災害警戒情報における地震等発生後の暫定基準の設定と見直し」に基づき、地震等の発生後における土砂災害警戒情報の発表・解除に関する暫定的な運用基準を銚子地方気象台と協議した上で設定し、「千葉県土砂災害警戒情報に関する実施要領」に定め、地震等発生時における土砂災害警戒情報の的確な運用に努める。

(5) 土地利用の適正化

県は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底等に努める。

(6) 国土保全事業の推進

土砂災害は、地形、地質等を素因とし、地震や大雨等を誘因として発生するもので、その防止については科学的調査により地形、地質、気象、地下構造、地下水の状況等を十分把握し、地すべり等の発生のメカニズムを解明して効果的な防止工事を進める必要がある。

ア 地すべり対策

(ア) 地すべり防止区域の指定

県は、市と協議の上、地すべり等防止法第3条の規定により、地すべり防止区域の指定を主務大臣に申請する。指定を要する危険箇所は、今後の調査により、区域指定の促進を図る。

(イ) 行為の制限

県は、地すべりによる災害を防止するため地すべり等防止法第18条の規定により地すべり防止区域内において、地すべりの防止を阻害し又は地すべりを助長しもしくは誘発する行為の制限を行う。

(ウ) 防止工事の実施

県は、地すべり防止区域の指定を受けたときは関係市町村と協議し、地すべり防止工事に関する基本計画を作成し、これに基づき緊急度の高い区域から順次防止工事を実施する。

イ 急傾斜地崩壊対策

(ア) 急傾斜地崩壊危険区域の指定

県は、市と協議の上、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という。）第3条の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

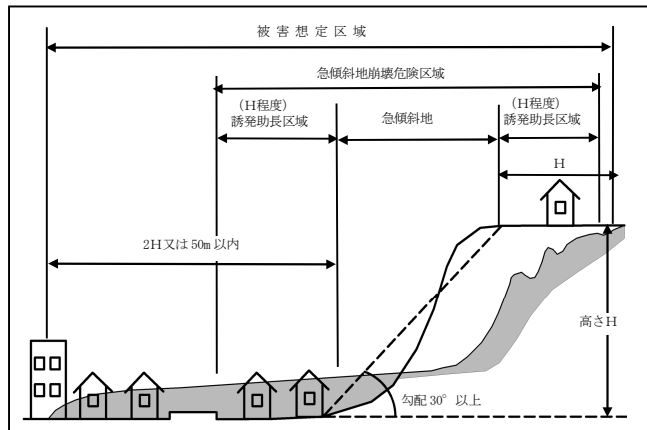
この指定区域に含まれていない危険箇所についても、当該箇所及び周辺地域の状況に応じ、区域指定の促進を図るものとする。

<資料3-2 急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧表>

「急傾斜地崩壊危険区域指定基準」

次の各号に該当するがけについて、知事が必要と認めるもの。

- a 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- b 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- c 急傾斜地の崩壊により、危害が生じるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生じるおそれのあるもの



(イ) 行為の制限

県は、急傾斜地における災害を防止するため、急傾斜地法に基づき崩壊を助長するような行為の制限、防災措置の勧告及び改善措置の命令等を行う。

また、急傾斜地崩壊危険区域内における居室を有する建築物については、建築基準法及び建築基準法施行条例に基づく災害危険区域の指定により、建築物の建築制限を行う。

現在、災害危険区域に指定されている区域は、急傾斜地崩壊危険区域として指定されている区域のとおりである。

(ウ) 防止工事の実施

県は、急傾斜地崩壊危険区域内において、土地所有者、管理者及び被害を受けるおそれのある者等が防止工事を施行することが困難又は不相当と認められ、かつ、急傾斜地法に基づく工事採択基準に適合するもののうち、緊急度が高く、地域住民の協力が得られるものから順次法面防護工、排水工等の防止工事を実施する。

(エ) 施設整備の向上

土砂災害（がけ崩れ）が発生するおそれのある箇所のうち、急傾斜地法第3条の規定により、特に施設整備の必要な箇所について急傾斜地崩壊危険区域に指定し、①要配慮者関連施設に係る危険箇所②避難所や避難路を有する危険箇所③がけの状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備を実施する。

ウ 土石流対策

土石流危険渓流とは、土石流が発生するおそれのある渓流をいい、一般的には渓流の勾配が約15度以上の急勾配をなす地域をもち、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流をいう。

これらの渓流について、砂防法第2条により土石流の発生を助長するような行為を制限するため砂防指定を促進し、土石流が発生するおそれの高い箇所や保全対象の多い箇所から防止工事を実施する。

<資料 3 - 4 土石流危険渓流一覧表>

エ 山地災害対策

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出及び地すべりによる災害が現に発生し、又は発生する危険のある箇所、人家又は公共施設に被害を及ぼすおそれのある地区をいう。

オ 宅地造成地災害対策

宅地造成工事の施工にあたっては、関係法令等の基準に基づき防災等の措置を講じることとするが、特に丘陵地、急傾斜地においては、地形、地質、気象、周辺構造物、地下水の地域の実情等を考慮し、安全性の一層の確保を図る。また、県は、大規模盛土造成地の安全性の把握及び耐震化を実施できるように市に対し技術的支援を行う。

(ア) 規制区域の指定等

宅地開発事業等を行おうとする者は、都市計画法又は宅地開発事業の基準に関する条例の規定により県の許可又は確認を必要とする。

(イ) 宅地造成工事の指導

工事の許可又は確認に際し、次の事項に留意するものとする。

- a 災害危険区域（建築基準法第39条）、地すべり防止区域（地すべり等防止法第3条）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法第9条）及び急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法第3条）については、原則として宅地造成の工事区域から除外し、工事を規制する。
- b 宅地造成により生じる人工がけ面は、その高さ、勾配、土質に応じ擁壁の設置その他の保護措置を講じる。
- c 宅地造成工事区域内の地盤が軟弱である場合は、地盤改良の措置を講じる。

カ 土・石・砂利採取場災害対策

土・石・砂利採取場における災害の発生を未然に防止するため、土採取条例・採石法・砂利採取法に基づく認可に際しては、周辺地域の状況等に十分留意するものとする。

また、一旦廃止された採取場は、土・石・砂利の採取法令の適用外となることから、廃止に際しては各採取業者及び関係組合に対し、指導の徹底を図る。

(7) 孤立集落対策の推進

孤立するおそれのある地区を把握し、予防措置等の孤立集落対策を実施する。

(8) 避難訓練の実施

市は、6月の「土砂災害防止月間」に合わせ、土砂災害の発生を想定した避難訓練を実施する。

2 地盤沈下の防止

主な担当	都市建設課、水道課、ライフライン事業者
------	---------------------

(1) 計画方針

海岸部や河川沿岸等の低地帯は、地震による浸水等の災害に対して脆弱である。従来から行ってきた地盤沈下防止対策は、低地帯化の進行を停止させ、被害防止に資するものである。

昭和40年代には、京葉臨海地域では船橋市を中心に年間20cmを超える地盤沈下が、また、九十九里地域においても10cmを超える沈下が見られた。

これに対し、法律・条例等により地下水及び天然ガスかん水汲上げ量の削減と涵養の促進を進めてきたところであり、近年は沈下が鎮静化の傾向を示しているところである。

なお、九十九里地域では、いまだ沈下が見られることや北総地域でも一部沈下が見られることから、今後も、これらの沈下の原因である地下水位変動の把握等の監視を行っていく。

(2) 地盤沈下防止対策

地盤沈下の防止には、長期的に沈下状況を把握しながら適切な対策を行うことが肝要である。

地盤沈下の原因には、

- ① 地下水の過剰揚水による泥層の収縮によるもの
- ② 上載圧の増加による泥層の圧密収縮によるもの
- ③ 地震時の砂層の液状化－流動化による砂層の収縮によるもの
- ④ 深部の地殻運動によるもの等がある。

このため、次の対策を講じることとする。

ア ①の地下水の採取規制としては、法令（工業用水法、ビル用水法及び県環境保全条例）に基づく適切な指導を実施する。

なお、避難場所や医療機関等における緊急に必要な最小限の用水を地下水で確保できるよう、一定の条件を具備した非常用井戸について例外的に設置できるものとしている。

また、地下水盆の地下水位の変化を監視するため、地盤沈下・地下水位観測井による監視を続ける。

イ ①の天然ガスかん水汲上げ対策としては、地盤沈下防止協定及び細目協定に基づき「天然ガスかん水地上排水量の削減及び地下還元等の指導」を行うとともに、沈下の大きい地域については、さらにかん水汲上げの自主規制を指導する。

また、新たな天然ガス井戸開発計画に対しては「天然ガス井戸設置基準」に基づき指導を行っている。

ウ ①の地下水揚水対策としては、臨海工業地帯においては、地下水の採水制限等を定めた環境の保全に係る細目協定を締結し、地下水の採取を可能な限り削減するよう指導する。

エ ②、③、④の対策として、一等水準点を設置し、一級水準測量を毎年行い、地盤沈下の監視と地盤沈下被害状況を把握する。

③の対策として、埋立層に地下水位観測井を設置し、地下水位の監視を行う。

また、千葉県東方沖地震及び東北地方太平洋沖地震時の液状化－流動化時点での現地での実態調査を行い、より詳細なメカニズムを解明し、液状化対策検討のための基礎資料を提供する。

3 地籍調査の推進

主な担当	都市建設課
------	-------

災害による土地形状の変化が起こった際の円滑な復旧に資するため、県は、市の行う地籍調査への支援を行う。

市は、地籍調査を早期完了するよう努める。

4 河川・ため池施設の安全化

主な担当	都市建設課、農林水産課
------	-------------

地震に伴う河川、ため池施設の被害を防止するため、耐震性の強化等の措置を講じる。

(1) 河川施設の整備

地震による河川護岸等の損壊を防止するため、耐震化対策を進める。

(2) ため池等災害対策

老朽化、降雨、地震等によりため池が決壊した場合に影響が大きい農業用ため池について、

「ため池データベース」を整備し、改修を必要とするものから計画的に改修を行う。

また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を促進する。

第8節 要配慮者等の安全確保のための体制整備

東日本大震災においては、死者の多くを高齢者が占め、また、障害者が一般の人に比べて高い割合で犠牲になったことが推察されるなど、高齢者や障害者など災害時に支援を要する人々の犠牲が多かったことや、避難生活において特別な配慮が必要となったこと等については、水害・土砂災害などの風水害を想定した対策を講じる上でも共通した課題であり、市及び県は、高齢者、障害者、乳幼児その他の要配慮者の安全確保体制の整備を図る。

国では、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（以下、この節において「取組指針」という。）」を策定し、県では「災害時における要配慮者及び避難行動要支援者避難の支援の手引き（以下、この節において「手引き」という。）」を作成している。

1 避難行動要支援者への対応

主な担当	消防防災課、福祉課
------	-----------

市は、災害対策基本法の規定により、取組指針に基づき、要配慮者のうち災害発生時に自ら避難することが困難で特に支援を要する「避難行動要支援者」の名簿を作成し、これを活用した実効性のある避難支援を行い、県は、市の取組みを支援する。

(1) 全体計画・地域防災計画の策定

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難支援についての全体的な考え方を整理し、地域防災計画に重要事項を定める。

その上で、地域防災計画の下位計画として、全体計画を位置づけ、より細目的な内容を定める。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成等

ア 要配慮者の把握

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、災害による犠牲者となりやすい高齢者や障害者、乳幼児その他のいわゆる「要配慮者」の把握に努め、発災時に迅速な対応がとれるよう備えるものとし、県は、これを支援する。

(ア) 日常業務のなかで、住民登録や福祉などの各担当部門が保有する情報から、事前に要配慮者をリストアップし、どのような要配慮者（電源を必要とする医療機器の使用の有無を含む。）がどこに住んでいるのかとりまとめ、所在情報とする。また、平常時から要配慮者と接している福祉課、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者との連携に努める。

(イ) 在宅の状態にない、病院や社会福祉施設等に入院・入所している要配慮者に関しても可能な限り把握しておく必要がある。

(ロ) 所在把握には、区など、従来からある地域コミュニティを活用するなど、地域における共助による取組みも必要である。

(ハ) 県は、市から避難行動要支援者名簿の作成のための要配慮者に関する情報の提供を求められたときは、市への情報提供に努める。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

把握した要配慮者情報をもとに、避難行動要支援者名簿を作成する。

(ア) 避難行動要支援者の範囲

- a 75歳以上で一人暮らしの者、75歳以上のみの世帯の者
 - b 介護保険要介護認定者(要介護3以上)
 - c 身体障害者(身体障害者手帳1～3級の者及び身体障害者手帳4～6級の者のうち視覚・聴覚に障害があるもので単身者又は同一障害者のみの世帯の者)
 - d 知的障害者(療育手帳A判定)
 - e 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳1級)
 - f 常時特別の医療等を必要とする在宅療養者
 - g 難病患者
 - h その他
- (イ) 避難行動要支援者名簿の記載事項
- a 氏名
 - b 生年月日
 - c 性別
 - d 住所又は居所
 - e 電話番号その他の連絡先
 - f 避難支援等を必要とする事由
 - g その他、避難支援等の実施に必要な事項
- ウ 避難行動要支援者名簿のバックアップ
- 災害時に避難行動要支援者名簿データが使用不能となることのないよう、データのバックアップを複数の手段により行うとともに、紙媒体による保管も行うものとする。
- エ 情報の適正管理
- 避難行動要支援者名簿の管理にあたっては「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（総務省 令和2年12月）に基づき適正に管理する。
- オ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供
- 避難行動要支援者の同意を得た上で、避難支援等関係者（消防機関、警察署、民生委員、社会福祉協議会、消防団、区や自主防災組織等）に平常時から名簿情報を提供し共有する。
- また、名簿情報を提供された避難支援等関係者に対し、名簿情報の漏えい防止について必要な措置を講じる。
- カ 名簿の更新と情報の共有
- (ア) 避難行動要支援者名簿の更新
- 避難行動要支援者の状況は常に変化し得ることから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。
- (イ) 避難行動要支援者情報の共有
- 避難行動要支援者の避難支援等に必要となる事項に変化が生じたときは、その情報を市及び避難支援等関係者間で共有する。
- また、転居や入院により避難行動要支援者名簿から削除された場合、該当者の名簿情報の提供を受けている避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の登録から削除されたことを避難支援等関係者に周知する。
- キ 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。
- ク 個別計画の策定

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進めることが適切である。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、個別計画を策定する。

個別計画は、名簿情報に加え、発災時に避難支援を行う者、避難支援を行うにあたっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路、本人不在で連絡がとれないときの対応などを、地域の実情に応じて記載する。

2 要配慮者全般への対応

主な担当	消防防災課、福祉課、高齢者支援課
------	------------------

(1) 支援体制の整備

- ア 自主防災組織及び社会福祉施設等と、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等、地域社会全体で要配慮者を支援するための体制づくりを行う。
- イ 消防団及び自主防災組織等との協働により、防災活動だけでなく、声かけ・見守り活動や犯罪抑止活動等、地域における各種活動を通じて、人と人とのつながりを深めるとともに、要配慮者が自ら地域にとけ込んでいくことができる環境づくりに配慮する。
- ウ 自主防災組織等との協働により、病院、福祉サービス提供施設、近隣ビルの高所等の一時的な避難場所の活用等を検討し、要配慮者の避難行動時間の短縮及び避難支援者への負担軽減を図る。
- エ 地域における支援体制整備にあたっては、女性の意見を取り入れ、救助体制のなかに女性を位置づけることを検討する。

(2) 避難勧告等の情報伝達

避難行動要支援者について、その状態や特性に応じ、防災行政無線の戸別受信機や登録制メール「かつうら防災行政メール」、防災アプリ「かつうらメイト」、緊急速報メール（エリアメール）を活用するなど多様な手段による情報伝達体制の確立に努めるとともに、発災時には、速やかに巡回等による避難勧告等の周知を図る。

(3) 防災設備等の整備

一人暮らしの高齢者や障害者、寝たきり高齢者、視覚障害者等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備及び聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及、登録制メール「かつうら防災行政メール」、防災アプリ「かつうらメイト」、の登録促進に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び住宅用火災警報器等の設置の推進に努める。

また、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を努めるものとする。

(4) 避難施設等の整備及び周知

市は、避難所内への要配慮者用スペースの確保について考慮するとともに、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のために特別の配慮がなされた福祉避難所の整備及び社会福祉施設等を福祉避難所としての指定を実施するとともに、平常時から要配慮者及びその支援者等に対し積極的な周知に努める。また、市及び県は、福祉避難所等での受入れが困難な在宅の要配慮者や被災した施設の利用者等を市域を越えて受入れる拠点の整備に努める。

要配慮者が避難生活を送るために必要となるトイレ、車椅子、簡易ベッド等の高齢者用備品や障害特性に応じた障害者用備品、ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備、食物アレルギー対応食品などは、あらかじめ避難施設等への配備に努める。ただし、個別の事情による医薬品等については、要配慮者の家族等で備えることとする。

市は、手引きや関係団体の意見などを参考とし、要配慮者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。

(5) 防災知識の普及及び防災訓練の充実

要配慮者及びその家族並びに社会福祉施設に対し、パンフレット、チラシ等を配布するなど、広報の充実を図るとともに、地域の防災訓練等やコミュニティへの積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎知識等の理解を高めるよう努める。

要配慮者自身も、自宅から避難場所まで、実際に避難支援者とともに歩くなど、避難経路を確認しておくよう努めるものとする。

なお、避難経路の選定にあたっては、各種ハザードマップを活用し、津波や土砂災害等の危険性のある場所を避け、要配慮者等の避難・搬送形態を考慮した地震・津波時にも移動可能な避難経路を優先的に選定するなど、安全な避難の確保に努めるものとする。

(6) 在宅避難者等への支援

在宅避難又は応急仮設住宅での生活を送る要配慮者に対する健康相談や生活支援のため、共助の取組みや、夷隅健康福祉センター、社会福祉協議会などの福祉関係機関などの地域のネットワークによる取組みを促進する。

また、電源を必要とする医療機器を使用している在宅難病患者等に対し、災害に備えた補助電源の準備や停電時の入院受入れ等について、日頃から主治医や訪問看護ステーション等と相談するよう周知する。

(7) 広域避難者への対応

市及び県は、広域的に避難した被災者が、受入先において継続的に福祉サービスを受けられるよう配慮する。

3 社会福祉施設等における防災対策

主な担当	福祉課、高齢者支援課
------	------------

社会福祉施設等において、次の防災対策が講じられるよう、施設管理者等に対する指導に努める。

(1) 施設の安全対策

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性の確保に努める。

また、電気、水道等の供給停止に備えて、施設入所者が最低限度の生活維持に必要な飲料水、食料、医薬品類等の備蓄を行うとともに、施設機能の応急復旧や施設入居者の酸素療法等に必要の非常用自家発電機等の防災資機材の整備に努める。

(2) 組織体制・計画の整備

社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務分担、動員計画、施設関係者緊急連絡体制、ライフライン等の被害・復旧状況報告体制等を盛り込んだ非常災害に関する具体的な計画を作成する。

また、市との連携のもとに、施設相互間並びに他施設、近隣住民及び自主防災組織等との

日常の連携が密になるよう努め、入所者等の実態に応じた協力が得られるよう体制づくりを行う。

(3) 防災教育・防災訓練の充実

社会福祉施設等の管理者は、施設の職員や入所者等が災害等に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるため、定期的に防災教育を実施する。

また、施設職員や入所者等が、発災時の切迫した危機的状況下においても適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者等の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。

4 災害危険区域に立地する要配慮者利用施設における警戒避難体制の整備

主な担当	消防防災課、福祉課、高齢者支援課、学校教育課、市民課
------	----------------------------

要配慮者利用施設の防災面での立地条件を把握するとともに、災害の危険性のある対象施設に対しては、その旨の周知を行い、情報連絡窓口等の確認を行う。

対象施設の管理者等は「土砂災害防止法」、「水防法」、「津波防災地域づくり法」に定める必要な措置を講じなければならない。

(1) 避難確保計画の作成

次の掲げる要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画を作成し、計画に定めた訓練を実施しなければならない。また、避難計画を作成し、もしくは変更した場合は、遅延なく市長に報告しなければならない。

市は、対象施設の管理者に対し、避難確保計画の策定や計画に定めた訓練の実施について、必要な指示を行う。

ア 対象施設

避難確保計画の策定の対象となる要配慮者施設の一覧は資料編に掲げる。その対象となる施設の立地条件は次のとおりである。

(ア) 土砂災害のおそれがある要配慮者利用施設

土砂災害防止法に基づく「土砂災害（特別）警戒区域」内にあって、急傾斜地の崩落等が発生するおそれのある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを対象とする。

(イ) 洪水及び高潮のおそれのある要配慮者利用施設

水防法に基づく「洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域」内にあって、その利用者の洪水及び高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを対象とする。

(ウ) 津波のおそれがある要配慮者利用施設

津波防災地域づくり法に基づく「津波災害警戒区域」内にあって、その利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものを対象とする。

<資料3-9 要配慮者施設一覧表>

5 外国人への対応

主な担当	消防防災課、福祉課
------	-----------

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

言語、生活習慣、防災意識が異なり日本語の理解が十分でない外国人を「要配慮者」として位置付け、発災時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努めるとともに、様々な機会をとらえて防災対策の周知に努める。

ア 多言語による広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の多言語化

ウ 外国人を含めた防災訓練・防災教育

(2) 外国人への対応

市は県と連携して、災害時における日本語の理解が十分でない外国人向けの語学ボランティアの派遣制度について、迅速な派遣要請が可能となるよう、平常時から派遣制度の周知を図るとともに、語学ボランティア及び災害時外国人サポーターの養成に努める。

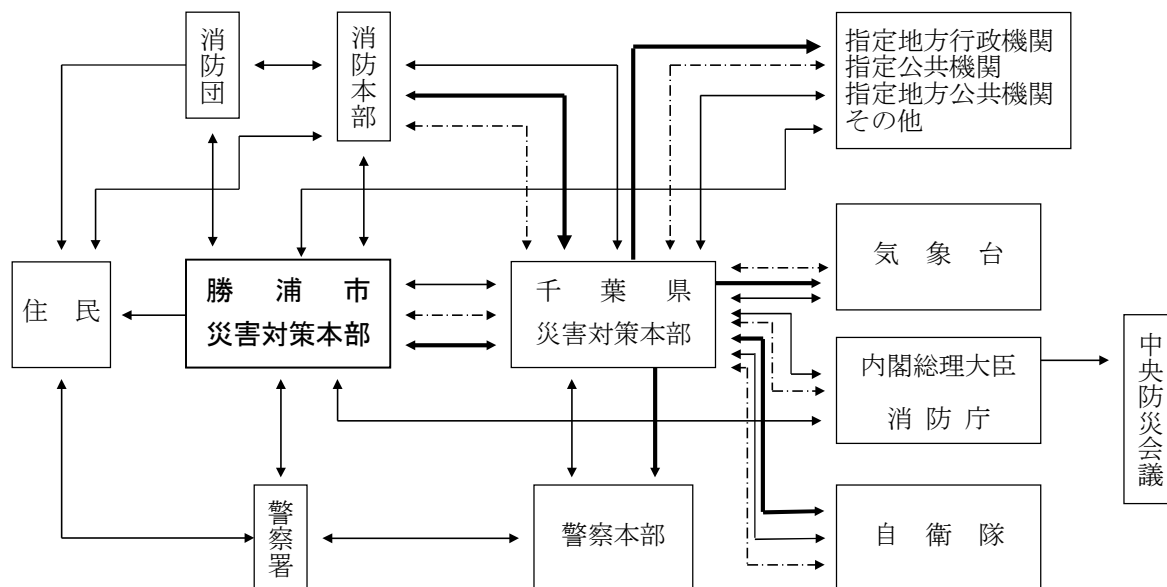
また、日本語理解が十分でない外国人が、自身の情報（氏名、国籍、連絡先、既往歴等）を伝える手段（ツール）について今後検討していく。

第9節 情報連絡体制の整備

大規模震災時には、通信の途絶や輻輳等が予想されるため、市、県及び防災関係機関は、情報収集伝達手段として、無線及び有線を利用した防災通信網の整備充実を図り、災害発生時における情報伝達を迅速かつ円滑に進める。

また、訓練等を通じて通信機器の操作の習熟に努める。

通信連絡系統



千葉県 防災情報 システム	—	有線 又は口頭	—	千葉県防災 行政無線等	----
---------------------	---	------------	---	----------------	------

1 防災情報システム

主な担当	消防防災課
------	-------

県は、災害時における県庁と県出先機関、市町村等の間での被害情報や措置情報の収集・処置の迅速化及び共有化を図るとともに、気象情報等の防災に関する各種情報を防災関係機関や住民に提供し、的確な防災対策に資するため、「千葉県防災ポータルサイト」を整備運用している。市は、同システムを有効活用し、防災情報の迅速かつ的確な収集・伝達・処理を図る。

2 市における災害通信施設の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、防災行政無線等の整備拡充を図る。

(1) 市防災行政無線網の整備

市防災行政無線網を昭和60年度から昭和63年度まで4か年継続事業によりその整備を完了し、平成10年度に更新したところである。

今後既存設備は、計画的な設備のデジタル化更新を行うとともに、地震・津波災害時における情報伝達がより迅速かつ確実に行えるための情報伝達体制の充実、強化を図っていく。

(2) 防災アプリの利活用

防災行政無線による情報の伝達には、戸外の騒音、密閉遮音式家屋の増加、各住宅内の雑音、風の方向等により情報の内容が十分に伝達されないことがある。

この短所をカバーし、住民に情報が正確に伝達されるよう平成30年度に導入した防災アプリ「かつうらメイト」の利活用を推奨している。

(3) 県防災行政無線

地上系通信回線として、県庁、地域振興事務所、土木事務所等の県出先機関、市町村及び消防本部、銚子地方気象台の間を光専用線回線又は多重マイクロ無線で結んでいる。

衛星系通信回線として、県庁、地域振興事務所、土木事務所、農業事務所（一部）、健康福祉センター（保健所）、教育事務所等の県出先機関、市町村、消防本部、自衛隊、病院、ライフライン機関等の防災関係機関との間を衛星系通信回線で結んでいる。

(4) その他の通信手段

衛星携帯電話、IP無線機、デジタル簡易無線、Lアラート（災害情報共有システム）等による災害時の通信手段の確保に努める。

3 警察における災害通信網の整備

主な担当	警察
------	----

警察災害通信施設は、災害の発生に備え、又は災害発生時における災害救助、災害復旧等に使用することを考慮し、千葉県警察本部によりその整備が進められている。

知事、市町村長及び指定（地方）行政機関の長が、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定により警察通信施設を使用できることから、非常時の活用について検討を行う。

4 東京電力パワーグリッド(株)における被害情報伝達体制の整備

主な担当	東京電力パワーグリッド(株)
------	----------------

東京電力パワーグリッド(株)は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

5 東日本電信電話(株)千葉事業部における災害通信施設の整備

主な担当	東日本電信電話(株)
------	------------

東日本電信電話(株)千葉事業部では、市内の防災関係機関等の通信確保のため、ポータブル衛星通信地球局（衛星系）等を整備している。

また、千葉事業部災害対策実施細則を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

6 (株)NTTドコモ千葉支店における災害通信施設の整備

主な担当	(株)NTTドコモ
------	-----------

(株)NTTドコモ千葉支店では、県内の防災関係機関等の通信の確保のため、可搬型無線基地局装置、移動基地局車及び移動電源車を整備している。

また、千葉支店災害対策実施要領を制定し、日常の準備体制、災害発生が予想される場合の警戒体制及び非常災害時の措置を定めている。

7 KDDI(株)における電気通信サービス施設の整備

主な担当	KDDI(株)
------	---------

KDDI(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、通信設備の分散化や伝送路の多ルート化等を進め、通信局舎及び通信設備の防災設計を行っている。

なお、主要な設備については、予備電源を設置している。

8 ソフトバンク(株)における災害通信施設等の整備

主な担当	ソフトバンク(株)
------	-----------

ソフトバンク(株)では、災害時においても会社が提供する電気通信役務を確保できるよう、主要伝送路の多ルート化や主要電気通信設備の分散化及び予備電源の設置等を進め、通信局舎や通信設備の防災設計を行っている。

また、平常時より関係機関との連携に努め、住民等からの問合せ等についても対応する体制を準備している。

9 非常通信体制の充実強化

主な担当	消防防災課
------	-------

市、県及び防災関係機関は、災害時等に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき、又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、非常通信の伝送訓練等、関東地方非常通信協議会の活動等を通じて、非常通信体制の充実強化に努める。

10 アマチュア無線等の活用

主な担当	消防防災課
------	-------

アマチュア無線等による通信は、災害時に一般加入電話等が使用できない場合の代替通信手段として期待できる。そのため、市は、アマチュア無線等による通信は、ボランティアによるものであることに配慮の上、非常時においてもアマチュア無線等の円滑な活用が図ることができるよう平常時から関係団体と連絡を密にするとともに、関係団体等が行う非常通信訓練の実施に協力する。

11 その他通信網の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

インターネット、登録制メール「かつうら防災行政メール」、防災アプリ「かつうらメイト」、緊急速報メール（エリアメール）、SNS、Lアラート（災害情報共有システム）等多様な通信メディアの活用について検討し、災害時における通信手段の代替性の確保及び多様な通信連絡網の整備充実を推進する。

第10節 備蓄・物流計画

住民や自主防災組織、事業所等に対し、「自らの命は自らで守る。」「自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方にに基づき、平常時から、災害時に必要な物資の備蓄を推進するよう働きかける。また、住民の生命や財産を守るため、災害発生直後から被災者に対して迅速かつ円滑に必要な物資等の供給が行えるよう、備蓄・調達・物流に係る体制の整備を図る。

合わせて、大規模災害時における医療救護などの救援活動を実施するため、必要な資機材・物資等の計画的な備蓄・整備を図る。

1 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制の整備

主な担当	消防防災課、総務課、福祉課
------	---------------

(1) 備蓄意識の高揚

各家庭や事業所等に対し、最低3日推奨1週間分の食料、飲料水、その他生活必需物資の備蓄の推進を働きかけ、家庭や事業所等における備蓄意識の高揚を図るとともに、自主防災組織等へ炊き出し用器材の整備を促進する。

(2) 市における備蓄・調達体制の整備

自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で、様々な事態に的確に対応できるよう、防災備蓄センターを中核として計画的な備蓄を行うとともに、調達体制の整備を進めていく。

ア 生命維持や生活に最低限必要な食料・飲料水・常備薬・マスク・消毒液・炊き出し用具・毛布・その他生活必需物資や避難所運営に必要な資機材を中心とした備蓄に努めるものとする。なお、備蓄物資の選定に際しては、過去の災害を踏まえ、地域特性や要配慮者・女性の避難生活等に配慮する。

イ 被災者に物資を迅速に提供するため、避難所への分散備蓄の推進や輸送体制の構築などに努める。

ウ 消費期限が短いなどの備蓄に適さない物資や、大量に必要となるもので全てを備蓄することが困難な物資、発災からの時間の経過とともに必要となる物資については、調達による確保及び物資供給事業者等との協定締結の推進に努める。

エ 必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

(3) 帰宅困難者支援に係る備蓄

帰宅困難者などを一定期間受入れるため、一次滞在施設を指定するとともに、受入れた者に可能な範囲で食料や飲料水等を提供するための備蓄に努める。

(4) 市の備蓄目標

地震により被害が最大となる東京湾北部地震をモデルとした首都直下地震では、市における避難者が7,308人、帰宅困難者が2,866人になると予想されている。これに対応するため、市における備蓄目標を定める。

県の「災害時の緊急物資等の備蓄に関する計画」では、食料は1人1日あたり2食、飲料水は1人1日あたり10（500mlのペットボトル2本）を基本としている。しかしながら、飲料水は応急手当に利用できるため、1人1日あたり20を備蓄目標とする。また、住民の食料の持参率

が30%、その他の供給（県や協定先）が20%であるため、全体必要数の50%を市の備蓄目標とする。

市の備蓄目標

備蓄割合	市備蓄 50% 住民持参 30% その他（県・協定先など） 20% = 100%
食料	避難者：7,308人×2食/日×3日分=43,848食 帰宅困難者：2,866人×2食/日×1日分=5,732食 避難者用43,848食+帰宅困難者用5,732食≒約50,000食（必要備蓄量） 約50,000食×50%=25,000食（市の備蓄量）
飲料水	避難者：7,308人×2ℓ/日×3日分=43,848ℓ 帰宅困難者：2,866人×2ℓ/日×1日分=5,732ℓ 避難者用43,848ℓ+帰宅困難者用5,732ℓ≒約50,000ℓ（必要備蓄量） 約50,000ℓ×50%=25,000ℓ（市の備蓄量）

(5) 災害時の物流体制の整備

民間からの調達や国や他都道府県からの支援により供給される大量の物資を迅速に目的地へ届けるためには、円滑な物流体制を構築することが重要であり、市及び県は、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

県からの物資は県が手配して市に届けることが前提となっているが、県の輸送が滞っている場合、市は、直接県物資の輸送にあたる。

市は、指定した拠点へ搬入される物資を避難所等へ輸送し、避難者へ供給する役割を果たす必要がある。そのため、平常時から物資の集積拠点を選定しておくとともに、大量な物資の仕分けや避難所への輸送等につき、地域特性に応じて、民間物流事業者、NPO、住民団体等と連携するなどの体制を整備する。

市では、大量な物資の受入れや仕分けができる施設に限りがあることから、物資を受入れる拠点を一次集積拠点、物資の仕分けや避難所への輸送を行う拠点を地域集積拠点と定め、避難所等には最寄りの地域集積拠点から輸送することとする。

一次集積拠点は、津波の影響が及ばないかつ市内各地域へのアクセスがよい場所を選定し、支援物資等の受入れを一括して行う。その際、物資の受入先や輸送先、数量を記録するとともに各地域集積拠点へ配分を行う。

地域集積拠点では、一次集積拠点から輸送された物資の仕分けを行い、各避難所のニーズに合わせて詳細な配分を行う。その際、配分した物資の数量を記録するとともに、物資の状態や使い方などを確認し、必要に応じて避難所に派遣されている職員や避難者に注意事項等を説明する。

一次集積拠点	総野地区	防災備蓄センター
地域集積拠点	勝浦地区	勝浦中学校
	興津地区	元興津中学校（興津集会所）
	上野地区	上野集会所
	総野地区	総野集会所

また、市は、選定した集積拠点を県へ報告するものとする。

なお、物資の集積拠点を選定するにあたっては、公的な施設のみならず、民間物流事業者の管理する物流倉庫も検討する。

2 災害用備蓄倉庫の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

災害応急活動を円滑に実施するため、防災備蓄センターを中核として備蓄倉庫を配備するほか、各指定避難所に災害用資機材・物資を備蓄するための倉庫機能の整備を推進する。

また、防災備蓄センターは、大規模災害時においても輸送路の確保ができ、かつ、支援物資の受入拠点の機能を有するよう整備に努める。

備蓄供給体制の整備方針は、次のとおりである。

- (1) 大規模な災害に備え、必要備蓄量の算定、拠点備蓄と流通備蓄の利点等を調査し、備蓄にあたっての基本的な指針を策定する。
- (2) 防災備蓄センターを中核として各指定避難所の近傍に防災備蓄倉庫を設置し、効果的な供給体制の整備を進める。
- (3) スーパー、生活協同組合、コンビニエンスストア等流通業者の在庫を利用した流通備蓄の活用を図る。

3 備蓄品の管理

主な担当	消防防災課
------	-------

(1) 備蓄品の記録

備蓄の数量、備蓄場所等については「勝浦市備蓄品台帳」及び内閣府が整備した「物資調達・輸送調整等支援システム」により行う。備蓄の数量、備蓄場所に変更があった場合は台帳やシステムを更新し適正に管理するよう努める。

また、備蓄品を使用した場合は、台帳やシステムを更新する必要があるため、使用した備蓄品の名称、数量、使用目的、使用場所等を消防防災課に報告しなければならない。

(2) 備蓄品の処分

消費期限のある備蓄物資については、消費期限が残り1年になった時点より、防災行事等で参加者に配布するなど防災教育に活用し、廃棄処分することがないよう努める。

また、消費期限切れや経年劣化により使用できなくなった備蓄物資については、処分するものとする。

4 医薬品及び応急医療資機材等の整備

主な担当	市民課
------	-----

(1) 災害用医薬品等の備蓄

県と連携し、災害発生時の医薬品等の供給を円滑に行うために、災害用医薬品等を備蓄し、迅速に対応できる体制の整備に努める。

(2) 応急医療資機材の備蓄

県と連携し、大規模災害発生時の円滑な医療救護活動の実施を図るために、医療救護活動に必要な応急医療資機材の整備に努める。

5 水防用資機材の整備

主な担当	消防防災課、都市建設課、農林水産課、消防本部、消防団
------	----------------------------

水防計画に基づき、水防活動に必要となる資機材の水防用倉庫等への整備・備蓄を推進する。

第11節 防災施設の整備

1 災害対策拠点の整備

主な担当	消防防災課、総務課、市民課、税務課、水道課、生涯学習課
------	-----------------------------

災害対策本部を設置する市庁舎の防災機能の充実を図るとともに、市庁舎が被災した場合を想定した災害対策拠点の代替施設を検討し、震災時においても、安全かつ確実に災害対策業務を実施できるよう施設及び設備の整備を推進する。

整備にあたっては、市庁舎の各種整備等における防災対策に係る施設改修等をはじめ、情報通信機器の機能確保及び多様化、停電時に使用可能な非常用電源や燃料、給排水機能の確保、災害対策活動を行うために必要な物資の備蓄等に留意する。また、住民基本台帳、固定資産税台帳、その他個人情報等の電子データ類の保護に努め、これらのデータを喪失しないようなバックアップ体制についても、合わせて整備を図る。

2 消防施設等の整備

主な担当	消防防災課、消防本部
------	------------

消防力の現況を調査、把握するとともに、県が行っている「消防防災施設強化事業補助金」等の補助金を活用して、市域の消防施設・設備の整備を推進し、消防力の充実・強化を図る。

3 河川への消火用水確保施設の整備

主な担当	消防防災課、都市建設課、消防本部
------	------------------

河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能のほか、消火用水や災害時の緊急的な生活用水の供給源としての防災機能をあわせ持っている。

このため、調整池等の利活用等を含め、河川等の改修・改良時には取水ピット及び揚水場所の整備に努める。

4 指定避難所・指定緊急避難場所の整備

主な担当	消防防災課、福祉課、水道課、学校教育課、生涯学習課
------	---------------------------

災害時における緊急の避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別し災害対策基本法、政令及び府令、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成28年4月）、「災害時における避難所運営の手引き」（千葉県、平成29年7月）により避難所等の整備を行う。

(1) 指定緊急避難場所の指定等

ア 指定緊急避難場所の指定

災害の種類ごとに、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所を、あらかじめ施設管理者の同意を得た上で指定し、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものとし、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周囲等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのない場所とする。

なお、津波が発生、又は発生するおそれがある場合に使用する施設については、想定される津波の水位以上の高さに避難スペースがあり、避難上有効な階段その他の避難経路を有するものを指定する。市は、指定緊急避難場所を指定又はとり消したときには、県に通知するとともに公示する。

イ 指定緊急避難場所の周知

市及び県は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

ウ 誘導標識の設置

市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

エ 避難路誘導灯の設置

市は、夜間に津波が発生した場合に備え、避難場所等の目印となり、かつ安全に避難できるよう足元を照らす照明の設置に努める。

(2) 指定避難所の指定等

ア 指定避難所の指定

市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受入れることが可能な構造又は設備を有し、災害による影響が比較的少なく、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設を、施設管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定避難所として指定し、住民への周知徹底を図る。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

市は、指定避難所を指定又はとり消したときは、県に通知するとともに公示する。

イ 指定避難所の整備等

避難所等の整備等については、次の点に留意する。

- (ア) 施設の選定にあたっては、災害により重大な被害が及ばない耐震性、耐火性を確保し、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、対象地域の被災者を収容することが可能な構造又は設備を有するものの指定に努める。
- (イ) 避難所に指定した建物については、必要に応じ、冷暖房施設、換気や照明など避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- (ウ) 上記(イ)の設備を稼働させるため必要な電源や燃料の確保を図る。また、その際、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大やエネルギーの多様化に努める。
- (エ) 避難所における救護所の施設整備に努める。
- (オ) 避難所における公衆無線LAN等の整備に努める。
- (カ) 避難所に要配慮者の入所できる福祉避難室用のスペースの確保について考慮するも

のとする。

- (キ) 避難所に食料（アレルギー対応食品等を含む）、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布、簡易ベッド、仮設トイレ等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。また、灯油、LPガスなどの非常用燃料の確保等に努める。
- (ク) 避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、特別の配慮がなされた福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備及び生活相談職員（概ね10人の要配慮者に1人）等の配置等に努める。
- (ケ) 間仕切りや照明等、被災者のプライバシー及び安全を確保するための設備の整備に努める。
- (コ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、事前に教育委員会等関係部局や地域住民等関係者との調整に努める。
- (ク) 市は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (シ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、避難所で感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組みを進めるとともに、必要な場合は、ホテルや旅館の活用等を含めて検討するよう努める。

(3) 避難路の整備

避難場所に安全に避難できるよう避難路の整備を進めるとともに、住民及び自主防災組織等と協働し避難路の安全点検及び保全を行う。

また、避難誘導標識等の設置を行い、住民等の迅速・的確な避難誘導に努める。

(4) 震災対策用貯水施設等の整備

本格的な応急給水が開始されるまでの間の飲料水を確保するため、避難場所等に飲料水兼用型耐震性貯水槽、耐震性井戸付貯水装置又は防災用井戸の整備に努める。

(5) ヘリコプター臨時離発着場の確保

情報収集や救助・救急活動、救援物資・人員搬送、高層建築物等における消防活動等、災害時に多岐にわたり大きな役割を果たすこととなるヘリコプターを有効に活用するため、臨時離発着場の確保に努める。

臨時離発着場を確保する際、特に混雑が予想される避難所等においては、避難者の安全性等を十分に考慮する必要があることから、避難場所と臨時離発着場を区別するなど、所要の措置を講じる。

また、関係機関等の支援を円滑に受け入れられるよう、各防災拠点等との輸送・搬送経路についても整備に努める。

<資料2-1 指定避難所一覧表>

<資料2-2 指定緊急避難場所一覧表>

<資料5-3 ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表>

第12節 帰宅困難者等対策

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、県内で多くの帰宅困難者が発生し、帰宅しようと駅周辺に集まった人々が駅前に滞留した事例が多く見られ、行動の基本ルールが十分周知されていなかったことや、駅と市町村との情報連絡体制が不十分であったことにより、一部の駅周辺では混乱も生じた。

大規模震災により鉄道等の公共交通機関が運行に支障をきたした場合には、大量の帰宅困難者の発生が予想され、それらの人々が一齐に居住地に向けて帰宅行動を開始すると、火災や建物からの落下物により負傷するおそれや、救急・救助活動の妨げとなるなどの可能性がある。

このため、首都直下地震帰宅困難者等対策協議会や九都県市首脳会議などにおける研究・検討を踏まえ、周辺市町等、関係機関との連携・協力体制を確立するとともに、千葉県防災基本条例に定めるところにより、住民、事業者がそれぞれの役割に応じた対策に努めるものとする。

1 帰宅困難者等

主な担当	消防防災課、企画課、福祉課、観光商工課、学校教育課
------	---------------------------

(1) 帰宅困難者の定義

地震の発生により交通機関の運行が停止した場合に、自宅までの距離が遠く、徒歩による帰宅が困難な人を「帰宅困難者」とする。また、自宅までの距離が近く徒歩による帰宅が可能な人を「徒歩帰宅者」とし、「帰宅困難者」及び「徒歩帰宅者」の両方を含めて「帰宅困難者等」とする。

(2) 帰宅困難者の発生予想数

「千葉県地震被害想定調査(平成20年3月)」によると、市域において被害が最大となる東京湾北部地震の発生により、2,866人が帰宅困難者になると推計されている。

2 一齐帰宅の抑制

主な担当	消防防災課、企画課、福祉課、観光商工課、学校教育課
------	---------------------------

(1) 「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底

帰宅困難者対策においては、一齐帰宅行動の抑制が最も重要であるため、市及び県は、広報誌、ホームページ、ポスターなど様々な媒体を活用して「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知・徹底を図る。

また、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会において、参加市町村、鉄道事業者、民間企業団体とも連携して定期的に一斉広報を実施する。

(2) 安否確認手段の普及・啓発

一齐帰宅行動を抑制するためには、家族等との安否確認手段が確保され、かつ周知されていることが必要である。このため、市及び県は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言板、災害用伝言板（web171）、J-anpi、SNS、IP電話など、複数の安否確認手段について、平常時から体験・活用を通じて、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行うとともに、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進

する。

(3) 帰宅困難者等への情報提供

企業、学校など関係機関において従業員や児童生徒等を待機させる判断をすることや、個人が望ましい行動をとるためには、地震情報、被害情報、公共交通機関の運行・復旧状況などの情報を適切なタイミングで提供することが必要である。

このため、市及び県は、「むやみに移動を開始しない」ことの呼びかけ、地震に関する情報、被害情報、一時滞在施設の開設状況などについて、テレビ・ラジオ放送やホームページなどを活用して主体的に提供していく。

また、駅周辺ごとに設立される、駅周辺帰宅困難者等対策協議会においても、情報連絡体制及び提供方法を検討し、情報提供していく。

さらに、県や関係機関と連携して緊急速報メール（エリアメール）、防災情報メール、防災ポータルサイト、SNSなどを活用した情報提供についても検討・実施していく。

(4) 企業、学校など関係機関における施設内待機のための対策

「むやみに移動を開始しない」という基本原則を徹底するため、市及び県は、企業・学校など関係機関に対し、従業員等や児童生徒を安全に待機させるための耐震診断・改修、家具の転倒・落下・移動防止等の環境整備、従業員等との安否確認手段の確保・家族との安否確認手段の周知などの対策を要請する。

また、施設内待機方針や安否確認手段の従業者への周知、飲料水、食料、毛布などの備蓄について、企業は自らの準備に努めることとし、学校など関係機関については、家庭や地域と連携協力して準備に努める。

3 帰宅困難者等の安全確保対策

主な担当	消防防災課、企画課、福祉課、観光商工課、学校教育課
------	---------------------------

(1) 一時滞在施設の確保と周知

市及び県は、所管する施設から耐震性などの安全性を考慮した上で、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などを一時的に受入れるための一時滞在施設を指定する。

民間施設については、市が当該事業者と協議を行い、事前に協定や覚書等を締結し指定する。

また、市及び県は、一時滞在施設の周知を図るとともに、施設における情報提供や物資の備蓄のあり方についても検討する。

(2) 大規模集客施設や駅等における利用者保護の要請

大規模集客施設や駅等における利用者保護のため、市及び県は、あらかじめ駅周辺帰宅困難者等対策協議会などにおいて大規模集客施設や駅等の関係機関との情報連絡体制の整備を図る。また、震災の発生時に適切な待機や誘導が行われるよう要請する。

(3) 企業、学校など関係機関における訓練実施の要請

市及び県は、企業・学校など関係機関に対し、従業員や顧客、児童生徒の混乱防止、誘導訓練、情報の収集伝達訓練、安否の確認及び情報発信訓練など、帰宅困難者等の発生を想定した訓練の実施を要請する。

4 帰宅支援対策

主な担当	消防防災課、企画課、福祉課
------	---------------

(1) 帰宅支援対象道路の周知

県と連携し、帰宅支援対象道路等について、住民等への周知を図る。

(2) 災害時帰宅支援ステーションの確保と周知

県と連携し、店舗を経営する事業者との協定を進め、災害時帰宅支援ステーションの確保に努める。また、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、様々な媒体により広報を行う。

5 鉄道事業者の対策

主な担当	東日本旅客鉄道(株)
------	------------

駅等を管理する事業者は、平常時から利用者の保護に係る方針を定め、震災発生時の施設内待機に係る案内及び安全な場所への誘導手法の策定に努める。

6 観光客に対する対応

主な担当	消防防災課、企画課、福祉課、都市建設課、観光商工課、学校教育課
------	---------------------------------

(1) 防災知識の普及・防災訓練の充実

通常期の居住人口より多くの来訪者がある場合において、観光客の避難対策、帰宅困難者対策など災害発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう、次のような条件、環境づくりに努める。

ア 市及び観光協会、観光客宿泊施設管理者などによる広報の充実

イ 避難場所、避難路標識等の災害に関する表示板の明確化

ウ 観光客宿泊施設を含めた防災訓練・防災教育

(2) 避難所等における対応

海水浴客や観光客等場合によっては受入れ可能数を超える避難者が避難所を利用する可能性もあることから、避難所等の運営方法や備蓄提供のあり方について検討する。

また、多くの帰宅困難者が発生すると予想されるときは道路情報などの情報提供手段と広報のあり方を確立し、早期に帰宅困難な状況が解消されるようなシステムを構築する。

なお、観光客等の中に要配慮者が含まれる場合の対応は、本編第2章第5節「要配慮者等の安全確保対策」に準じる。

第13節 防災体制の整備

1 市の防災体制の整備

主な担当	全庁
------	----

市はプロアクティブの原則（「疑わしいときは行動せよ」「最悪事態を想定して行動せよ」「空振りには許されるが見逃しは許されない」）に則り迅速に災害対応ができるよう、職員向けの訓練や研修について見直しを行うとともに日頃から、国、県や防災関係機関の研修を活用し、危機管理に係る知識、危機管理意識の醸成に取り組むものとする。

2 県、市及び防災関係機関の連携の強化

主な担当	全庁
------	----

県、市及び防災関係機関は、日頃から、情報連絡員の役割について理解の共有を図るなど、情報共有や連携の強化を行う。

3 災害対策本部の活動体制

主な担当	全庁
------	----

大規模災害に迅速かつ円滑に対応できる体制を整備するため、災害対策本部の活動体制を整備する。また、災害対策本部設置訓練や図上訓練を通じて、災害対策本部活動の習熟に努めるとともに、訓練の結果を検証し、必要となる場合には、適宜体制の見直し等を図る。

4 受援体制の整備

主な担当	消防防災課、総務課
------	-----------

災害時において、国、県、他市町村、自衛隊、その他の防災関係機関及び民間ボランティア等の応援を迅速かつ円滑に受けられるよう、被災状況や災害ニーズの把握、情報提供、各種コーディネート、受援先の指定、受援に関する連絡・要請手順、災害対策本部との役割分担、連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の集積・輸送体制等について定めた「受援計画」の作成に努める。

5 広域避難者の受入体制の整備

主な担当	消防防災課、総務課、福祉課
------	---------------

広域避難者の受入れ等について、県等からの要請に対し迅速に対応できるよう体制の整備に努める。

6 避難勧告等の発令基準等の整備

主な担当	消防防災課
------	-------

人命の安全の確保を最重点とする地震・津波災害対策に万全を期すため、過去の災害の記録等に基づき、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成27年8月）により、避難勧告等の発令基準等を設定した「勝浦市避難勧告等判断マニュアル」を作成した。今後、国の基準等の見直しに伴い、マニュアルの修正を行う。

7 事業者との連携

主な担当	消防防災課
------	-------

円滑な応急対策の実施、災害復旧・復興のため、事業者との協定の締結等連携強化に努めるとともに、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確保を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、地域社会の迅速な復旧を図るため、県内のライフライン事業者と県で構成する千葉県ライフライン対策連絡協議会において、災害時の連携体制の確認等を行うものとする。

8 非常用電源の設置状況等の収集・整理

主な担当	消防防災課
------	-------

大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行う。

9 燃料の供給体制の整備

主な担当	消防防災課、総務課
------	-----------

市及び県は、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

10 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備

主な担当	消防防災課、企画課
------	-----------

市及び県は、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化するよう努める。

11 業務継続計画（BCP）の改定

主な担当	消防防災課、総務課
------	-----------

大規模地震等が発生した場合においても、住民の生命・財産を守り、生活の早期復旧を図るとともに、行政サービスの提供を維持する必要がある。このため、業務継続計画（BCP）について、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。

なお、業務継続計画には、特に以下の主要6要素について定めるものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 市庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料品等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理